

令和3年白川町議会第4回定例会会議録（第1日）

1. 応招年月日 令和3年12月16日（木）午前10時00分 白川町役場 議場

2. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名者の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議員派遣について

日程第4 一般質問

日程第5 承第8号 専決処分した事件の承認について

令和3年度白川町一般会計補正予算（第6号）

日程第6 議第47号 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う白川町固定資産税の特例に関する条例の制定について

日程第7 議第48号 白川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

日程第8 議第49号 白川町小学校及び中学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第9 議第50号 町有財産の無償譲渡について

日程第10 議第51号 白川町過疎地域持続的発展計画の策定について

日程第11 議第52号 財産の取得について

日程第12 議第53号 令和3年度白川町一般会計補正予算（第7号）

議第54号 令和3年度白川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

3. 出席議員 1番 渡邊昌俊君、 2番 杉山哉史君、 3番 伊佐治優君、

4番 三戸勝徳君、 5番 田口守也君、 6番 佐伯好典君、

7番 梅田みつよ君、 8番 今井昌平君、 9番 藤井宏之君

4. 欠席議員 なし（全員出席）

5. 説明のために出席した者の職氏名

町長 細江茂樹君、 副町長 佐伯正貴君、

教育長 鈴村雅史君、 総務課長 安江章君、

企画課長 長尾弘巳君、 町民課長 藤井勝則君、

保健福祉課長 三宅正仁君、 農林課長 藤井寿弘君、

林業専門監 梶浦善孝君、 建設環境課長 藤井充宏君、

教育課長 大岩裕樹君、 会計管理者 今井健吾君、

サポートセンター長 安江宏行君、

6. 職務のために出席した者

事務局次長 今瀬恵美君、 記 藤澤憂貴子君、
書記 今井寧菜君

7. 会議の経過

(議長 9番 藤井宏之君)

○議長 皆さん、おはようございます。本日は第4回の定例会ということで、議員各位の皆様方、また執行部の皆さん方にもご参列いただきまして、誠にありがとうございます。早いもので今年もあと数日を残すことになりました。今年1年を、振り返ってみると、やはり新型コロナの感染拡大の影響が大きくこの町内においても、各種行事が縮小、または中止、延期ということになって、また、今でもそのような状況になっております。また、この国内においては、コロナワクチン接種の普及とともに、皆さん方のマスク着用、そして手洗いの消毒等が行き届いているかと思いますが、最近のコロナ感染者の数も8月9月をピークとして、ぐっと減ってきました。また、このところの感染者数の減少によりまして、経済活動も徐々にではありますけれども、動いているようです。しかし、また新たな変異株である、オミクロン株というのが感染しやすいってことで、県内でも発見をされております。またこの正月を迎える時期に当たりまして、どうか皆様方には一層の予防策で対応していただきたいと思います。

ここで報告を一つさせていただきますけども、先月11日にご逝去されました安江孝弘議員が、このたび、正六位旭日双光章叙勲を受賞されるということが決定をしました。安江孝弘議員の長年のご功績に感謝するとともに、ご冥福をお祈りしたいと思います。以上をもちまして、冒頭の挨拶とさせていただきます。

○議長 今回当選されました、今井昌平議員の議席は8番に指定をします。また、9人の委員で構成する。総務常任委員会および予算決算審査常任委員会並びに庁舎建設特別委員会については、現在欠員となっております委員のところに入っていたらしくことにしますので、よろしくお願ひいたします。なお、本日の会議は、CCNetの中継録画及び広報担当職員による写真撮影を許可しておりますので、ご承知おきください。

○議長 ただいまの出席議員は全員であります。よって会議は成立しました。

○議長 ただいまから令和3年白川町議会第4回定例会を開会いたします。

○議長 会議に先立ち、事務局次長をして諸般の報告をさせます。事務局次長。

(事務局次長 今瀬恵美君)

○事務局次長 令和3年11月26日第4回臨時会閉会以降の諸般の報告をした。

なお、令和3年11月25日執行されました例月出納検査の結果が議長宛に報

告されましたので、その写しを、また専決処分された法第7号損害賠償の額の決定について町長から議会に報告がありましたので、その写しをお手元に配布しておりますよろしくお願ひします。以上でございます。

○ 議 長 直ちに本日の会議を開きます。

◇日程第1 会議録署名者の指名

○ 議 長 日程第1「会議録署名者の指名」を行います。

○ 議 長 会議録署名者は、白川町議会会議規則第119条の規定により議長において、1番 渡邊昌俊君、2番 杉山哉史君を指名します。

◇日程第2 会期の決定

○ 議 長 日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

○ 議 長 お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から12月21日までの6日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議 長 ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日から12月21日までの6日間と決定しました。

○ 議 長 ここで町長から発言の許可を求められておりますので、これを許します。町長。(町長 細江茂樹君 登壇)

○ 町 長 本日ここに令和3年白川町議会第4回定例会を招集いたしましたところ議員全員のご参集を賜りありがとうございます。

本年も残すところわずかとなりました。12年ぶりの投票によるダブル選挙から4ヶ月が経とうとしております。慌ただしく毎日が過ぎていきますが、町民の皆様の期待にお答えすべく、住んでよかったですと言つてもらえるまちづくりに思いを巡らせ、日々気持ちを引き締めているところでございます。

今年は議員の皆様にとっても思い多き年であったとご推察申し上げます。

現在新型コロナに関しましては、感染も少なくなってまいりましたが新たにオミクロン株が発生し、せっかく持ち直しかけた経済が再び鈍化してしまうのではないかと心配しております。感染が拡大しないことを願うばかりですが、まずはコロナワクチンの3回目の追加接種を1月から医療従事者の方を先行して実施させていただくことなど、感染予防対策に万全を期してまいります。引き続き、町民の皆様には感染予防対策にご協力をいただきますようお願い申し上げるとともに、町では国からの交付金などを活用させていただき、冷え込んだ消費拡大策に積極的に取り組んでおりますのでどうか町民の皆様には情報をしっかりと収集していただき、上手に活用していただきますようお願いするものでございます。先般の臨時国会における岸田首相の所信表明の中に、新しい資本主義の主役

は地方だという一節がありました。デジタル化による成長の実現など、今後の展開に大きな期待を寄せるところであります。同じく所信表明の中で、ケネディ大統領が1962年の演説を用いた屋根を修理するなら陽が照っているうちに限るとのフレーズを引用されました。平時に有事の備えを進める重要性を説いた言葉ですが、まさに我々地方自治体は今このことを強く意識する必要があるものと思うところでございます。2年続けての水害など、白川町においても異常気象が続いている、また、今年の冬は雪が多いとの情報もあります。有事への備えにも万全を期してまいります。

それでは、本定例会に提出いたしました諸議案についてご説明申し上げます。本定例会に提出いたしました議案は、専決処分した事件の承認について1件、条例の制定について1件、条例の一部改正について2件、町有財産の無償譲渡について1件、白川町過疎地域持続的発展計画の策定について1件、財産の取得について1件、令和3年度一般会計補正予算第7号1件、令和3年度国民健康保険特別会計補正予算第3号1件の合わせて9件を上程しております。

承第8号は専決処分しました令和3年度白川町一般会計補正予算第6号について承認を求めるものでございます。この補正是子育て世帯への臨時特別給付金給付事業に伴い、4,000万を追加し補正後の予算総額を66億9,166万円としたもので、歳入は全額国庫補助金でございます。

議第47号は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、固定資産税の特例について定めるために新たに条例を制定しようとするものであります。

議第48号及び第49号は条例の一部の改正であります。議第48号は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、被保険者が出産した際に、世帯へ支給される出産育児一時金の額を引き上げようとするもの。

議第49号は、佐見中学校の白川町中学校への統合に伴い佐見中学校の位置を変更するもので、それぞれ所要の改正をしようとするものであります。

議第50号は黒川富田地内の町有地である農地について、今後適正な管理を図るため、地元の農事組合法人東黒川営農組合に無償で譲渡しようとするものであります。

議第51号は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の定めるところにより白川町過疎地域持続的発展計画について議決を求めるものであります。引き続き、過疎対策事業債などの財政上の特別措置法を講じながら、総合的かつ計画的な政策を実施する必要があることから本計画を策定するものであります。

議第52号は、財産の取得であります。清流の国ぎふ・森林環境基金を活用し国土の保全と水源涵養上重要な森林の取得について議決を求めるものであります。

す。

議第53号は、令和3年度一般会計補正予算第7号であります。今回の補正では、総額1億8,390万円を減額し補正後の予算総額を66億7,327万円とするもので、当初予算編成以降に生じた人事異動等に伴う人件費の調整のほか所要の補正を行うものであります。補正の主な内容は、総務費では、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用した、会議用音響機器の購入で240万円を追加、民生費では同じく新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し保育園の手洗い自動水洗化に175万円を追加。衛生費では、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種に備え2,929万円を追加。農林水産業費では、農業費で農地中間管理事業交付金の385万円と集団営農用機械施設整備事業補助金の418万円をそれぞれ追加し農地費で土地改良事業の県営事業負担金を1,755万円を追加。土木費では、河川砂防事業の県単急傾斜地崩壊対策工事で2,200万円を減額。消防費では自主防災活動補助金に414万円を新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金と、県補助金を活用した避難所用備蓄品の購入に919万円をそれぞれ追加。教育費では、白川中学校と佐見中学校の統合準備にかかる費用として245万円を、町民会館の空調設備の改修に1,540万円をそれぞれ追加。災害復旧費では、道路災害復旧工事費を2,600万円減額したほか各事業における不用額を整理し当面必要な事業について補正をお願いするものであります。これに対する主な歳入予算は、国庫支出金では28,515,000円を増額。県支出金では31,767,000円を減額。分担金及び負担金では645万円を増額。寄付金では236万円を増額。繰越金では50万7,000円を増額。町債では2,445万5,000円を減額して收支の均等を図りました。

議第54号は、令和3年度国民健康保険特別会計補正予算第3号で医療費の増加に伴い不足する保険給付費に6,000万円を追加し、補正後の予算総額を9億8,740万円とするものであります。

以上、今定例会に提案いたしました諸議案についての概要を説明してまいりましたが、幸いにして議員各位のご賛同により、議決を賜りますならば、全力を傾注して、的確な執行を図ってまいる所存であります。

何とぞ議員各位の一層のご理解と町民各位の絶大なるご協力を賜りますよう、切にお願い申し上げ、私の説明を終わらせていただきます。

◇日程第3 議員派遣

- 議長　　日程第3「議員派遣について」を議題とします。
- 議長　　お諮りします。議員派遣については、白川町議会会議規則第128条の規定によりお手元に配付しました派遣案の通りとしたいと思います。これにご異議あり

ませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 ご異議なしと認めます。よって、議員派遣につきましては別紙派遣案の通り決しました。

○ 議長 お諮りします。本派遣案の記載事項に変更等が生じた場合の修正を議長に一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 ご異議なしと認めます。よって、記載事項に変更が生じた場合の修正は議長に一任いただくことに決しました。

◇日程第4 一般質問

○ 議長 日程第4「一般質問」を行います。

今回の定例会には5名の通告がありますので、通告順にこれを許します。なお、一般質問については、申し合わせにより、今までの大項目ごとにまとめて質問する一括方式と、小項目ごとに質問する一問一答方式の選択制としております。一括方式はこれまでどおり、質問回数は、一つの件名ごとに3回まで、制限時間は答弁を含め、1時間以内とします。一問一答方式は、質問回数に制限はなく、制限時間は質問のみで30分以内とし、執行部には反問権を認めております。また質問の内容は、答弁に対する範囲を超えないこと、通告内容以外の質問等はしないようお願いします。簡潔明瞭に質問、答弁をされるよう申し添え、円滑なる議会運営にご協力くださるようお願い申し上げます。

○ 議長 3番 伊佐治優君。

(3番 伊佐治優君)

○ 3番 それでは、議長のお許しを頂きましたので、一般質問させていただきます。

その前に先月お亡くなりになられました安江孝弘さんでございますが、偶然にも私が役場に入りました昭和54年でございますが、その年の選挙で議員になりました。それから今まで、39年と5ヶ月ということでございましたけども、お互いに立場は違えど白川町のためにと働いてきたということでございますけれども、そんなことを思いながら安江さんのご冥福をお祈りしたいと思います。

それでは質問をさせていただきます。まず空き家利活用についてでございますけれども、白川町第6次総合計画にもありますが、空き家の利活用は移住定住を推進し、地域社会や集落機能の活性化に繋がる大事な施策でございます。そんな中、移住と空き家の相談窓口である白川町移住交流サポートセンターによると、現在約490軒の空き家がありますが、その空き家の利用率は約3分の1程度にとどまっています。空き家の登録数が増えれば選択肢が増え、より多くの移住者に訪れていただけることが予想されます。その空き家バンクの登録が伸びないこ

とは、所有者自身の事情も考えられますが、一つの要因として固定資産税にも要因があるのではないかと考えます。いわゆる住宅特例の措置でございます。宅地の固定資産には住宅が違っている場合は、住宅用地に対する標準課税の特例措置の適用により、住宅の建っていない土地と比較しますと、約6分の1程度の税額になっています。空き家の所有者は、ほぼほぼ町外に住居を構えた方が多く白川町内の家を別荘的に使用されている方や、中にはほとんど利用されていない方なども見受けられます。長期放置された家は住宅周辺の環境悪化や家自身の痛みが激しくなり、最後は使用不可能な危険空き家になります。空き家も白川町が町外へ向けた財産の一つであり、これを有効活用するよう制度面からの応援も必要ではないでしょうか。その一つとして固定資産税の住宅特例を例に挙げましたが、空き家の活用についてどのようにお考えでしょうか。

○ 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。サポートセンター長。

(サポートセンター長 安江宏行君)

○ サポートセンター長 それでは3番伊佐治議員の空き家の利活用についてご回答いたします。

はじめに空き家の状況と空き家バンクの登録数について触れさせていただきます。空き家バンク登録情報をもとに町内の空き家の数を確認したところ、全町で489戸の空き家数となり、全町住宅戸数3,212戸に対する空き家率は15.2%となります。この空き家率は全国平均の13.6%上回っており、岐阜県全体の15.6%とほぼ同じ率となっています。空き家が増える要因は様々ですが、本町の特徴としましては、後継者のいない高齢者世帯が多くなっており世帯主が亡くなつて誰も住まなくなり、空き家になるケースが多くを占める状況です。

続きまして、空き家バンクの登録状況ですが、制度が始まった平成27年度からの登録数は、累計で168戸、そのうち移住される方などへ紹介し成約に結び付いた件数は90戸、売買が45戸、賃貸が45戸となっています。残念ながら活用が見込めない空き家として登録の取り下げをお願いしたものが21戸ありますので、空き家バンクの登録状況は56戸となっています。数字につきましては、10月末現在です。また年度ごとの空き家の新規登録件数は、平均で24戸となっていますが、移住を希望される方がすぐに住める空き家が不足しており、積極的に利用できる空き家を多く紹介できるよう空き家活用の啓発がさらに必要と考えています。議員の言葉にもありましたが、空き家は所有者の財産であることはもちろん、地域においても活性化に繋がる有効な資産となり得ます。所有者に対して有効な啓発を行うことにより、地域社会や集落機能の活性化に繋がります。

さて、議員ご質問の空き家の活用についてどのように考えているかにつきましてご回答いたします。一言で空き家と言いましても、すぐに住める状態のものから取り壊しをお願いしなければならないものまで、様々な状態があります。その

空き家の状況に応じた対策が必要になると考えていますので、今後サポートセンターが行う対策についてご説明したいと思います。まずは町内の空き家の掘り起こしと、空き家の状況を把握するために5年を目途に行うこととしています。家の実態調査を次年度に行います。サポートセンターでは毎年地域ごとに巡回し、調査を行っていますが、より正確な情報を把握するため各自治会の皆様にもご協力いただき実態調査を行いたいと考えております。この調査は、各自治会に依頼して行う一次調査。建物の所在地、種類、空き家の状況などとサポートセンターが行う二次調査、空き家の外観調査、空き家の所有者や近隣の方への聞き取り調査により行います。外観調査では、修繕不要なものから取り壊しをお願いするものまで5段階で分類し、整理をしていきます。分類ごとに対策がとれるよう、整理をするものです。空き家バンクの取り組みをさらに充実したものにするためベースとなる重要な調査と考えておりますので、各自治会の皆様のご協力をよろしくお願い致します。また今回の調査と並行して白川町に空き家をもち町外所有者の方につきまして、年度当初に発送する固定資産税の納税通知書に啓発文章を納付し空き家バンクへの勧誘や活用が見込めない空き家につきましては、取り壊しを促すよう啓発したいと考えております。続きまして、空き家活用の観点から空き家になった家の残置物の片付けと適切な管理を行うことで、空き家の価値の低下を抑える取り組みも重要と考えています。新年度は、空き家の所有者の方への助成となります。空き家バンクへの登録を条件に、空き家になった家の家財や、残置物を処分する経費の一部を助成し、空き家バンクへの登録促進を図る取り組みを考えています。助成金額につきましては検討中ですが、混合物の収集に使用するコンテナにかかる経費の一部を助成したいと考えています。同コンテナへの積み込みについてはサポートセンターのスタッフもお手伝いをさせていただきますので所有者とともに汗を流したいと思っております。

続きまして、空き家になったが様々な理由により今すぐに他の方に貸すことができない人のために空き家の管理を請け負い定期的に風を通すことや最低限の草刈りを行うなど良好な状態を保ち空き家の価値の低下を抑える取り組みも検討しています。良好な状態が保つことができれば、借り手も見つかりやすくなると考えます。管理料や管理の方法につきましては検討中ですが管理責任も伴うため、センタースタッフには必要な研修を受講させた上で実施するなど、新たな取り組みを考えています。また移住を希望する人がすぐに住める空き家が不足している状況から、サポートセンターが空き家を借り上げ、必要なリフォームを行った上で、すぐ住める住宅として提供する「空き家サブリース」による住宅の確保など、利活用をさらに進めていきたいと思います。それぞれの取り組みの詳細については今後詰めていく部分もありますが、空き家に関する町やサポートセンターの取

り組み、空き家所有者の責務、役割について十分な周知を行い、空き家バンクへの登録が増えるよう努力していきたいと考えています。以上、伊佐治議員の質問に対する答弁といたします。

- 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。
- 3 番 空き家につきまして、いろんな施策をお考えの事は十分理解はしております。その中で先ほど言いました固定資産の話になってしまいますが、いわゆる住宅特例でございますけど、住宅特例の適用を空き家について除外しているという市町村もございます。これはいわゆる住宅としては別荘的に使われる絶えず住んで居ないとこは特例を外すというような市町村もあるそうでございます。そんなことを思いまして白川町でも、そんな事を考えていったらどうかなということで質問されておりましたがその点、いわゆる固定資産税でございますけれどもその点についてはどんなお考えかお聞かせ願いませんでしょうか。
- 議 長 答弁を求めます。町民課長。
- (町民課長 藤井勝則君)
- 町民課長 はい、それにつきましては、特例はありません。一般住宅につきましては空き家になったからといって特例を簡単に外すことはできないという事になってしまって、今の特定空き家に認定されれば特例が外れるということになっていると、今お話しいただいた中にありました。一般住宅の空き家について特例は外している所があるとお話がありましたが、それについてちょっと一応うちの方で調べて研究をさせて頂きたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。
- 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。
- 3 番 それでは次へ行かさせていただきます。次に、境界調査と不動産の寄付でございますけれども、まずは不動産の寄付でございます。以前、北海道をはじめとして、海外投資で水源用地の買収が活発化し、問題となった時期がございました。町内不動産についても、町外の方に土地の所有権が移ることで各種事業の継続が停滞するなどの影響も少なくないように思います。そんな中、岐阜県の環境税を利用した水源用地の確保のための土地の購入や、どんぐり基金の利用なので、白川町の貴重な財産である山林確保が大切なことだと思います。しかし岐阜県環境税の水源用地購入事業は今年で終了となるそうで、大変残念でございます。さて、土地境界調査は、地籍調査が宅地、農地を中心に実施され、山林は国の環境税を利用した山林境界確定事業などが活用されております。その中で自分があの地籍調査を担当していた時もございましたが、土地所有者が自分の土地を管理できなく白川町への寄付を含め処分を相談できる事案があります。最近は高齢化や町外へ移転されるなどにより山林だけでなく、住宅、農地などの所有地一切を処分されることもあると思います。これからは今まで以上に土地を手放すこと

が考えられますので宅地のうちはサポートセンターに、山林は白川町への寄付を柔軟に考えてはいかがでしょうか。また山林境界については現在の調査条件では境界が確定しても残念ながら法務局の登記簿、地図には反映されません。登記簿や地図の整理は相続売買を考えると必要なことですので、山林境界確定事業区域と地籍調査事業を柔軟に対応させ事業を進めることができると考えますが、両者の連携や事業の推進についてどのようにお考えでしょうか。

○ 議長 質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 安江章君)

○ 総務課長 3番伊佐治議員のご質問にお答えをさせていただきます。議員が述べられた通り町へ土地は山林を寄付したいといったお話は年々増える傾向にあります。これまでご寄付のお話をいただき、実際に町でお引き受けをした事例も何件かございますが、それらに共通していることは全て町有地としての利活用が可能と判断される土地ということになります。寄付受け入れの最低限の要件といたしましては維持管理経費等が町の財政的な負担とならないこと、係争の原因となる恐れがないこと言い換えれば土地の所有者や境界がはっきりしていることなどを意味しております。また、土地利用の制限がないことなどが挙げられるが、この要件をクリアした案件については、先ほどお話しましたように、町として利活用できるかという視点で判断しております。山林については、町有林の隣接地であったり、道路沿いの山林などについては、先ほどの3点をクリアしていれば負担を伴うわけではありませんのでご寄付を受け入れることも可能と思われます。サポートセンターも3年前に法人化しておりますので、宅地や農地を取得することは可能ですが要件は町と同じで管理経費が多くかからず、次の売却が見込める優良物件であればありがたく頂戴するということになろうかと思います。議員もご承知の通り、管理経費がかからない土地であっても、ご寄付を受け入れるだけの理由がないと見込まれる場合はお引き受けをすることは出来兼ねます。とお断りをしている状況ですので、ご理解をいただければと思います。

(町民課長 藤井勝則君)

○ 町民課長 それでは私の方から山林境界確定事業と地籍調査事業の連携と事業の推進についてお答えをいたします。山林境界確定事業は、森林整備を実施する事前準備として、山林の境界を調査する事業です。一方、地籍調査事業は一筆ごとの土地について所有者、地番および境界の確定地籍に関する測量を行い、新しく地籍図および地籍簿を作成する事業で、その成果を登記所に送ることにより登記簿の記載が修正され、構図が地籍図に置き換わるものです。

山林境界確定事業は、字界や山林内の道路などの地目界などは考慮されず、所有者のみ確定するもので、高い測量精度は求められていないことから比較的期間

で事業を完了させることができます。地籍調査事業は、法律等の規定に基づき、所定の工程ごとに県や国土交通省の認証を得て、登記所へ送付し最終的には、登記所の審査、修正の後登記が完了します。このため、着工から登記の完了まで約5年、事案によっては10年以上という月日を要することもあります。本町の地籍調査事業は、宅地、農地などの平野部の調査については、昭和63年度から白川地区で開始し、白川北、蘇原地区が完了し、黒川地区の登記完了を目指して業務を進めているところでございます。本年から佐見地区への調査事業へ取りかかっており佐見有本地区で現地調査を開始しました。これから10年ほどで、佐見地区を終了し、本町の平野部については、登記完了できるよう進めているところです。山林部については、境界の確認に必要な精通者の減少や境界木の立ち枯れなど人証や物証が失いつつあります。また所有者不明土地も増加し、課題となっていますので、早期に境界確定に取り組める山林境界確定事業を活用するとともに、計画的に山林部の地籍調査事業に取り組むことが、事業の進捗を図る上で有効であると考えていますが事業、制度の違いなどでなかなか進まないのが現状です。現在は平野部の調査を優先的に進めていますが、山林部の境界を確定することは国土保全や防災上の観点から必要性は高いので実施事業量を見ながら計画的に国や県に要望を行い山林部の事業を進めて参りたいと考えています。また、職員の十分な確保も難しいことから、事業期間の短縮が図れるよう新手法の導入や事業内容の一部を包括的委託へ切り替えることなども必要かと考えています。いずれにしても、山林境界の確定した土地ができるだけ早く登記に反映できるよう努力してまいります。以上答弁とさせていただきます。

- 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。
- 3 番 はい、ありがとうございます。まずあの宅地、農地につきましては、今お話をありましたように、状況もございますが、出来るだけ積極的に受け入れて頂きたいなという思いがございます。

それと、山林、山の寄付でございますけれども、諸条件があるというお話を経費の事というお話をございましたけれども、他方で炭素削減のカーボンニュートラルでございますけど、そちらの観点から言いますとJクレジットというような制度がございまして、今も白川町でも使っておみえだと思います。そんなことを考えるとある程度の山林でも引き受けた方がいいのではないかという考えがございますが、質問が広がってしまいますので、Jクレジットについては次回質問させていただきたいと思いますが、そんなことも思いながらできるだけ受け入れる方向で検討できないかなと思います。質問にありましたように、やはり第三者という言い方はおかしいですが、簡単に言うと町外の方に土地が移りますとなかなか、いろんな意味で大変でございますので出来れば町内の方や、町が維持するという

形態がいいのではないかなど考えますので、その点も考えていただきたいと思います。

あと地籍調査の件ですが、ちょうど始まって当初は完了までに200年というような形で進めてまいりましたが、特にここ10年ぐらいでかなり実施する面積が増えてきたと思います。ただやはり先ほど言いましたように山林につきましては進捗が悪いです。やはり先ほど言いましたように法務局の登記簿、図面に反映しないとですね、いろんな意味で権利の対象にならないという部分がございますので、その辺を考えますと今言います山林の境界調査を実施しておみえだと思いますけども、それがいわゆる法務局の登記に結び付くように、いわゆる地籍調査を積極的に進めていただきたいと思います。新しい技術といたしまして、ドローンを使つたいわゆるリモートセンシングという新しい制度というか流れが出てきていると思いますけれども、そういうものも積極的に活用してですね早く登記に反映できるように進めていっていただきたいとそんなことを思いますけども、新しい技術の導入についてどのようなお考えかも、もう一度お尋ねさせていただきます。

- 議長 答弁を求めます。総務課長
(総務課長 安江章君)
- 総務課長 はい、先ほどの答弁では現在の町の方針でありますとか、原則論をお話させていただきましたけれども、議員ご指摘の通り今後協議検討が必要な事案も出てこようかと思います。その都度ケースバイケースで協議、検討してまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。
- 議長 はい、町民課長。
(町民課長 藤井勝則君)
- 町民課長 はい、先ほどもちょっと申しましたけれど、現在は平野部の調査を優先的に進めております。それで山林部の境界を確定することは国土の保全や防災上の観点から大変必要性が高いということで、できるだけやっていかなければいけないということは重々把握しておりますので、そのところで努力して参りたいと思いますし、それからリモートセンシングのお話が出ましたけれど、航空レーザー測量等のリモセンデータを広範囲で取得することで、机上での測量作業が可能となり、山林部での現地測量コストが削減できるというようなことで、先ほど地籍調査事業については最低5年はかかると申し上げましたが、リモセンを使えば3年ぐらいでもできるというようなお話もありますので、ぜひ、今モデル的に1ヶ所で行っておりますけれど、こう言った新手法も取り入れて行っていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。
- 議長 はい、答弁終わりました。再質問ありますか。

- 議 長 それでは、3問目お願いします。
- 3 番 1999年から始まった中山間直接支払交付金制度ですが、現在第5期を迎えております。第5期には新たに「集落機能強化加算」制度が設けられました。集落機能の強化する取り組みに10アール当たり3,000円、上限額が200万円と設定されています。集落機能としては営農活動に関するもの以外とされています。この取り組みを実施している岩手県花巻市高松第三行政区ふるさと地域協議会の例ですが、この行政区は3つの集落協定からなり、事業を協議会に全面委託しています。協議会の取組内容は「農業・福祉・交流」を柱に「独居老人世帯の見守り」「交通弱者の外出支援」「地域農産物を使った配食サービス」「高齢者世帯の除雪」や「福祉農園」を関係施設と共に運営しています。又、外出支援のための軽自動車の「更新積立金」の計上や運営事務者の「事務賃金」も補助対象になります。この様な制度ですが、白川町でも十分活用できると考えます。自治協議会単位に構成する地区を集め所属するふれあいセンター毎に、社会福祉協議会や各地区にある福祉会などの既存組織と協力して、これらの取組が行えないかと思います。又、各ふれあいセンター館長が事務を行って見えますが、この制度で専従事務員の雇用もできます。中山間直接支払交付金や多面的機能支払交付金事務や各団体との調整等を行っていただければどうかと考えます。他にも農業振興は無論、文化交流、環境保全、防災機能、健康福祉等様々な分野で利用可能と思われますが、どのようにお考えでしょうか。
- 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。農林課長。
- (農林課長 藤井寿弘君)
- 農林課長 はい、それでは答弁させていただきます。伊佐治議員がおっしゃられましたとおり、中山間地域直接支払制度の集落機能強化加算につきましては、第5期対策（令和2年度～令和6年度）から新設された制度になります。制度概要につきまして、詳しい説明は割愛しますが①外部人材の確保、移住促進、世代交代の促進等と②地域づくりなどの団体の設立、営農に関するもの以外での集落機能を強化する取り組みなどが対象となり、現在の中山間地域直接支払い制度の集落協定に対する加算措置として、10aあたり3,000円、上限2,000千円が交付されるものです。岩手県花巻市の高松第3行政区ふるさと地域協議会の取り組みにつきましては、先進的事例としてホームページや情報誌等で取り上げられており、通院や買い物などの足の確保や、配食サービスや見守り活動などの取り組みを実施されており、課題として白川町と重なる部分が多いと感じられました。直接支払い交付金の交付先は各地区の集落協定であり、事業の実施を自治協議会単位と想定した場合、集落協定と自治協議会については、同じ地域の方々になりますが、お互いに地域の課題の認識や、その課題に対する解決方法について、共通

認識のもとで具体的な実施方法を考えていく必要があります。町としましては、まずはこうした先進事例の取り組みや、機能強化加算の制度について、中山間地域直接支払い制度に関する説明会等で周知していきたいと考えています。

- 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。
- 3 番 はい、新たな制度でございますので、それに伴うシステム作りという部分でまだまだ何もできないという部分がございますけれども、先程も言いましたように各種団体ございますので、当然私共も積極的に関与していかないかんなという思いはございますが、それに伴いまして財政面でございますけれども、関係下のご協力も必要になってくるというふうに思います。あの、なるべく早期に調整をしたいなと思っておりますが、財政的な話でございますけれども、それについてはどのようにお考え、という言い方がいいのか、いわゆる来年度から積極的にするか、というような質問になってしましますけれども、その点、どんなお考えでしょうか。
- 議 長 答弁を求めます。農林課長。
(農林課長 藤井寿弘君)
- 農林課長 はい、財政的というのは、質問がよくちょっとはつきりわからないんですが、集落協定ですね、第五期は令和6年度までございますので、こういった取り組みを行いたいという、まずは周知いたしまして、こういった取り組みをくださいというところがあれば、もちろんご相談に乗りますし、議員が申されましたいろんな団体ですけれども、ちょうど各地域でその運営方法というか、異なっていると思います。そういうところで、各地区それぞれのいろんな状況もございますので、そういうところも考えながら、まずは周知して各地区から、もし相談とかあれば対応するというところでございます。正式に進めるとなった場合には、またこの予算の獲得をしなければいけないなというふうに考えております。
- 議 長 再質問なしですか。以上で伊佐治優君の質問を終わります。
- 議 長 次に、4番三戸勝徳君。
(4番 三戸勝徳君)
- 4 番 それでは、議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。その前に今年も余すところ半月となりました。年の瀬が迫る中、無事故無災害等で町民全ての皆様が新しい年を迎えることを願っております。また、この想いといいますのは、何もこの年末年始に限ったことではありませんが、年間を通してですね。常に事故、災害、そして犯罪のない町、こうしたことが起こらないように、今できる範囲で、できる限りの対策また政策を講じていかなければならぬと思っております。こうした願いを込めまして今回私は、町の防犯体制について質問をさせていただきます。

はじめに地域での防犯体制とりわけ、防犯カメラについてお尋ねをいたします。最近テレビ等で目にする犯罪の多くは、ドライブレコーダーや監視カメラを含む、防犯カメラ、いわゆる録画機が捉えた映像によるものです。放火や傷害殺人といった重度の犯罪は非公開でしょうが、玄関先の自動車等の盗難や車上狙い。食品スーパーやホームセンター等での万引き行為。コインランドリーでの下着等の盗難や神社仏閣でのさい銭泥棒、また農産物等の窃盗や夜間の住居侵入や、覗き見行為等に至るまで、様々あります。病院や福祉施設、金融機関では、おそらくほとんどがまた、民間企業の多くや一般家庭の一部でも自主防犯の一環として、ホームセキュリティシステムの導入をされているものと思われます。そこで、以前にもこうした質問があったようですが、改めて現在、町行政単独で防犯カメラを設置している施設等の設置状況と、今後の設置計画、設置予定についてお尋ねをいたします。また、参考までに過去に防犯カメラにより、実際捉えた映像で、解決に至った事案はあったでしょうか。加えて、点検、運用や維持管理、プライバシー保護等の問題点があれば教えてください。

続けさせていただきますが、今年9月に黒川の中新田から中津川市蛭川に抜ける県道通称遠ヶ根峠の黒川寄りで側溝の蓋グレーチングが1.6キロの区間で延べ102枚、被害総額118万円に上る窃盗事件が発生しました。状況により夜間から早朝にかけての犯行のようですが、証拠となるものがなく、いまだ解決に至ってないのが現状です。地元住民からは今回のようないい犯罪が道路だけにとどまらず、集落の中にも及ぶ可能性があるのではないかと不安視する声があります。こうしたことを考えたとき、防犯カメラが設置されていれば、決定的な証拠が得られる可能性や、設置中といった看板等により、抑止効果もあると思います。また、道路等に設置することで、不審者やクマ等の獣対策、行方不明者の捜索等にも寄与すると考えられます。こうした地域の声に対し、町として道路等に防犯カメラを設置する考えはあるでしょうか。同時に、自治会や協議会単位で、設置を考えた場合の補助制度はあるのでしょうか。以上お尋ねいたします。

○ 議長 質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 安江章君)

○ 総務課長 4番三戸議員のご質問にお答えさせていただきます。まず、町内の防犯カメラの設置状況ですが、町で設置している防犯カメラの内、白川口駅、町民会館、クオーレふれあいの里など6カ所のカメラにつきましては、河川監視カメラと同様にWeb方式ですので、庁舎内からも監視することができます。これとは別に、中部電力が提供する防犯カメラを町内6カ所で採用しています。これは中電の電柱に設置するもので、コストの面でWebカメラの半分以下で済むという利点があります。昨年各地区ふれあいセンターに設置したカメラもこの方式によるもの

です。防犯カメラについては、すべての小中学校にも設置されています。設置台数は施設ごとで異なりますので、台数ではなく設置場所で言いますと、町で管理する防犯カメラは現在23カ所に設置してある状況です。防犯カメラが役立った事例についてですが、警察からの依頼で防犯カメラの画像を提供したことは何度かございます。実際にカメラの映像から、白川口駅のドアを壊した犯人や、トラックで建物の一部を損壊させたドライバーの発見につながった事例もあります。運用において一番注意しなければならないのはプライバシーの保護であろうと思いますが、町で設置する防犯カメラは、基本的にほとんどが公共施設等における公共に係る部分の利用者の方しか撮影しておりませんので、その点については特に問題はないものと思っております。グレーチングの盗難事件は、白川町だけに限ったことではありませんが、大変憂慮すべき事案と認識しています。こうした犯罪を、広範な町域の白川町で確実に防ぐ方法は簡単には見当たりませんが、議員ご提案の地域の入り口や出口にあたる箇所にカメラを設置することで、状況の確認ができるほか、抑止力を上げたり、さらには万が一の行方不明者の捜索の一助にもなるものと思われますので、設置について検討を進めたいと考えております。なお、協議会、自治会へのカメラ設置補助については、当面、必要性を勘案の上、個別に対応させていただく予定でありますのでご承知おき願います。以上防犯カメラの現状等についてお答えさせていただきました。

- 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。
- 4 番 再質問ということではありませんけれども、財源等の制約もあるでしょうから難しい部分もあると思いますけど、冒頭に申し上げましたように出来る範囲で出来る限りの対策をしていくという観点からですね、少しでも地域の不安を解消できるよう取り組む必要があると思いますので、よろしくお願ひいたします。
- 次に、移らせていただきます。よろしいですか。
- 議 長 2問目をお願いします。
- 4 番 次に教育現場での防犯体制というところでお尋ねをいたします。先日、愛知県弥富市で発生した中学校内の同級生刺殺事件は、世の中に非常に大きな衝撃を与えるました。犯行に至るまでには様々な要因があったと思われますが、この事件を未然に防ぐ手段はなかっただろうかと考えたとき、児童生徒に対する地道な道徳的指導、教育といった長期的な観点と、同時に必要外の刃物等を持ち込まないためのチェック体制の強化といった現実的な対策も考えなければなりません。この事件は、特異なものではありますが、犯罪等は、本町の学校でも発生する可能性があるということを常に考えていく必要があります。様々な取り組みをされているとは思いますが、本町の教育現場における防犯対策の現状と、教育行政のトップである教育長としての教育現場の防犯に対する考え方をお聞きいたします。

- 議長 質問が終わりました。答弁を求めます。教育長。
- (教育長 鈴村雅史君)
- 教育長 議員から教育現場における防犯の質問について、まずは現状をお知らせします。
- 平成13年、大阪教育大学附属池田小学校で無差別殺傷事件が起きたことから日本の学校の防犯体制は大きく変わりました。白川町もその時を機に学校や保育園にさすまたの配備、職員は防犯用の笛の携帯、来校者に対して正面玄関を示す案内看板の設置、来校者の名簿記入、名札の着用などを行うようになりました。また、保育園・学校は警察等と連携し、定期的に不審者対応訓練も行っています。定期的に町内をパトロールしていただく人も配置しましたが、今は配置していません。佐見中学校は職員室が2階にあるため、正面玄関に防犯カメラを設置いたしました。その後、町内すべての小中学校及び保育園に防犯カメラを設置しました。また、玄関、昇降口などは閉め、さらに施錠もしておくようになりました。このような対応は主として外部からの不審者の侵入を防ぐためのものですが、限界もあり、教職員、保育士は常に危機意識をもって安全を確かめていかなければなりません。続いて、弥富市の中学校での事件について、その詳細は分かりませんが、学校内で、しかも同級生の間で起きた事件であり、誰もが胸を痛めています。平成16年に長崎県佐世保市の小学校で事件が起き、このころから全国的に刃物等の管理は厳重に行っています。学校にある包丁、彫刻刀、刃物類はすべて数を確認し、部屋の施錠をしています。刃物を使う必要のある授業はその場合に限り使用することとしています。持ち物検査を行うようなことはありません。建物内部に防犯カメラは設置していません。私は、命を大切にすることは当たり前のことである、これは至極当然のことであるという認識をもっていましたが、平成12年と14年、白川町教育委員会職員として、町内中学生の中国吉林省への派遣の引率を行い、満蒙開拓団の歴史、当時の戦争の歴史を知ることによって、命を粗末にしてはいけない、人は生きなければいけない、子どもを死なせてはいけないという思いを強くしました。議員は長期的観点と述べておられますが、まさにそれが大切です。自分の命も人の命も大切にする。決して奪うようなことがあつてはならない。これを私たち人生の先輩は子どもたちに教えていかなければなりません。学校では、命はかけがえのないものであることを子どもたちに語るとともに、様々な集団活動を通して信頼関係の構築に努めています。いじめ等については日常観察と共に定期的にアンケートを行い、懇談もしています。毎年7月には学校と教育委員会、保健福祉課保健係が連携し、中学1年生に「SOSの出し方」の授業を実施しています。SOSを受け止める職員研修も実施しています。不審な事案については、個人情報を保護しながらできるだけ情報公開し、保護者や地域の協力を得るようにしています。以上、防犯に対する現状と考え方を述べ

ました。それぞれの取組には限界があり、多様な方法を組み合わせることと、多くの人の協力が必要です。議員をはじめ関係各位のご理解とご協力をお願い申し上げ答弁とします。

- 議 長 答弁は終わりました。再質問ありますか。
- 4 番 先にですね。事件のあった弥富市の件なんですけれども、この弥富市の十四山地区というところはこの平成の大合併で旧の海部郡十四山村が、弥富市に編入されたということなんですけれども、ここは本町のような中山間地域ではなくって、海拔ゼロメートル地帯ということで面積の約7割が水田であって、そして旧家も多いとのことでして私は行ったことはありませんけれども、のどかな田園風景が広がるようなそんなイメージを持っております。そしてこの中学校の規模といいますと本町でいえば、白川中学校より少し生徒数が多いというところなんですけれども決して人口の多い都市部で起きた事件ではないという、こうしたことを考えますと、地方の農山村地域であっても、いつ何が起こるかわからないという、いわゆる対岸の火事ではないということあります。事件の背景には、いろんな要因があったと思いますし、複雑な対人関係等もあったかと思います。本町の中学校でもですね一部陰湿ないじめと思われる事案があって、まだ解決されていないというようなこともお聞きしております。私の考えすぎかもしれませんけれども来年度より、佐見中学校が白川中学校に統合されます。こうしたタイミングでいじめ等が起きることも若干懸念をしておりますけれども、こうした点についてお考えをお聞きしたいと思います
- 議 長 答弁を求めます。教育長。
- 教 育 長 白川中学校と佐見中学校が統合するということに関しては、人間関係が今から築いていけるようにということで、子供同士の交流を始めております。ただ計画通りにコロナの関係で行けませんでしたけど、3月になりましたら、もちろん1月に6年生の半日入学がありますし、3月になりましたら、中学校1、2年生が、全員1日白川中学校で過ごすというような計画をして、子供同士の温かい人間関係ができるような取り組みをしております。大人でも子供でも生きていれば、いろいろな転轍というものは生じます。それがいじめに、あるいは犯罪に発展しないようにということで、先ほどちょっと申しましたが悩みがあったら相談する。SOSを発信する場所がこんなにあると受け止めると、こういったことをしっかりと教えていくことによって、未然防止に努めたいと思っております。
- 議 長 再質問はありますか。
- 4 番 ちょっと現実的な部分になりますけれども、私は仕事の関係とか、あるいは役をやっている関係等で、町内の学校へ行く機会が度々あります。そうした中でその際、玄関の施錠というものを気にして見てしたりしてるんですけども、町内

小中学校は7校あるのですが実際、しっかりと施錠がされているところは4校そして施錠がしないところが3校で複数回でも同じような状況がありました。あの保育園に関しては、直接確認はしておりませんけれども、一部の園長さんから話を聞いたところによりますと概ね施錠はしているというようなことを言われて、また会話のできるインターホンがついていないところもあるということあります。また玄関以外のところを確認しているわけではありませんけれども、先ほど教育長も申されましたように、大阪府の池田小学校で20年前に起きた。無差別殺傷事件以降ですね不審な侵入者を入れない対策が全国で徹底されていたということなんですねけれどもこうした施錠のこと一つをとってもですね20年を過ぎたというこの年月の間に、いわば喉元すぎればという感覚になっていたとすればこれは問題であると思います。また、さすまたの話も出ましたけども侵入者を威嚇したりですね、あるいは警察が来るまでの時間稼ぎのために使用されるものなんですけども、これも各学校や保育園に配備をされていました。配備されているんですがいろいろお話を聞きますと、その保管場所の共有であったり、あるいは適切な使用の仕方等の講習訓練というものを、定期的にやっているところもあれば、3年以上やってないと言われたところもあります。そういうことを考えるとですね、先ほどと同じようにですね、私が思うのはやはりいろんなばらつきがあるはいけない。いろいろなその学校の状況はあろうかと思いますけれども、やはりこういった防犯というものは統一して、施錠するなら施錠する講習やいろんな物をするならするということで、同じような取り組みをされた方がいいと考えております。またこれも全て調べたわけではありませんが、例えば防犯スプレー、催涙成分を含んだ防犯スプレーもほとんどのところで置いていない。一部保育園では置いてあると回答がありました。これは全体的には各学校の判断に任せるというようなことでやってみえるということですけども、私は白川町の学校教育というものは非常に素晴らしいものがあるということを常々思っております。それは教育委員会からのトップダウンではなくて、各学校の校長の思いや裁量を重視して、そしてそれぞれの地域や文化に合わせた独自の指導や教育を行っているからだと思っております。しかし、防犯という点に関しましては、各学校の判断ではなく、これはトップダウンで共通した防犯体制をとるべきだと思います。例えば、施錠を怠ったことで、万が一不測の事態が起きたとき大きな悔いが残るのではないかと思います。これも冒頭に申し上げました出来る範囲で、出来る限りの対策を講じる施策を講じるということが非常に大切だと思いますので、ぜひ徹底していただきたいと思いますので、その辺のところについてのご答弁をお願いいたします。

○ 議 長 答弁を求めます。教育長。

○ 教育長 ありがとうございます。施錠につきまして全ての学校がピッチをしていないということは承知をしておりますが、職員室と玄関が非常に近いとかあるいは監視カメラと呼びインターで確認するとかいうようなことで対応していると、監視できるというふうに捉えてはおりましたけども、今議員おっしゃったように議員初め地域の方々が施錠しなくても大丈夫かというような気もしておられることを踏まえて、玄関の施錠については、徹底してまいります。学校の施設は基本的に開放的になっていまして、他にも玄関がいっぱいありますがそういったところの施錠については、教育活動と施錠との折り合いをつけながらやらなければいけませんので、どういった対応がいいかということについてはまたそれは検討していきたいと思っております。さすまたの研修につきまして、防犯訓練ということですれこそ、池田小事件の頃から10年間本当に頻繁にこれがなされておりました確かにおっしゃった通り、少し実施回数が減ってきてるってことを把握をしております。一方、地震等に対する防災の訓練が非常に多く今日はなされておりますが、忘れてはいけないということで実施をしていきたいと思いますが、さすまたとか、スプレーは使い方を間違えると、かえって、相手の凶器になってしまうスプレーも、使い方を間違えて、別の使い方をして子供の目に刺激が入ってしまったということがありますので、正しい使い方をまず教職員が身につけるという研修もありますし、それから、警察等へ通報するという研修訓練もありますし、それから子供を使っての逃げるという非難するというそういった行動の訓練も様々ありますので、各学校、一番必要なものは何かというあたりは学校で判断していただいて、必要な訓練をという方向で指導してまいりたいと思います。

- 議長 再質問ありますか。3問目をお願いします。
- 4番 最後になりましたけども、安心安全な町づくりという観点から、本町の防犯全般における、町長のお考えをお示しいただきたいと思います。
- 議長 はい、質問が終わりました。答弁を求めます。町長。
(町長 細江茂樹君)
- 町長 行政の一番の仕事は、住民の生命、財産を守ることであり、いわゆる防災や防犯による安心安全の確保は、まちづくりの最重要課題といえます。毎日のように流れる、災害や、事件・事故のニュースを見るたびに、防災、防犯の強化の必要性を認識するところです。中には子供が犠牲になる悲しい事件も少なくなく、胸が痛みます。幸い白川町では、大きな事件や犯罪は起きておりませんが、窃盗などの犯罪は毎年10件程度発生しています。近年の犯罪発生の増加は、地域の連帯感の希薄化、つまり人と人のつながりが弱まり、地域を支える力が弱くなっていることに起因しているとも言われています。おかげさまで、白川町は、まだまだ地域が強いきずなで結ばれており、隣近所同士のコミュニケーションもしっか

りとれているところが多く、さまざまなパトロールや声掛け運動なども続けていただいている。地域コミュニティの強化が防犯のカギと言われていますので、ぜひ、日ごろから地域で、防災や防犯について話題にしてほしいと思っています。犯罪の防止に配慮した環境の整備ももちろん進めなくてはなりません。犯罪の温床になるような施設の撤去、防犯カメラの整備もその一つです。地域での見守り活動、鍵掛のPRなどの広報活動、防犯パトロール、警察や消防団、地域の皆さんと一体となって、安心・安全のまちづくりに取り組む考えです。三戸議員は、長く青少年の健全育成関係の役職を務めておいででしたので、特に子供の安全といった面に心を碎いておられるものと思います。子どもにとって安全な町は、大人にとっても安全な町であるとの認識の下で、さまざまな施策を考えていきたいと思っております。今後ともいろいろとご指導、ご助言いただきますことをお願いいたしまして答弁とさせていただきます。

- 議長 答弁が終わりました。再質問はありますか。
- 4番 これで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。
- 議長 以上をもちまして三戸勝徳君の質問を終わります。次6番。
- 議長 次に、6番佐伯好典君。
(6番 佐伯好典君)
- 6番 それでは議長より許可をいただきましたので一般質問に入らせていただきます。一般質問三つございます。まず一つ目からお願ひいたします。高校生の通学補助について現在、町内から通う生徒への補助は公共交通の運行やJRの定期への30,000円補助を行っておりますが、進学する高校の場所や部活動によっては公共交通では間に合わず、保護者が自家用車で送っている現状があります。高校生の通学補助については過去の一般質問において町内から通う生徒だけではなく寮や下宿等への補助を拡大すべきだといった内容で質問をさせていただきましたが、答弁としては町から通う生徒に補助は限定すべきという内容であったと記憶しております。過去の答弁において、町内から通う生徒には補助を出すということであれば、こうした公共交通では間に合わない保護者が自家用車で送っている生徒、家庭に対しても何らかの対応を考えるべきではないかと思いますが、ご答弁をお願いします。
- 議長 質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。
(企画課長 長尾弘巳君)
- 企画課長 はい、それでは、6番佐伯議員の質問にお答えいたします。現在、高校生の通学支援として、通学に要する費用の一部を助成することとしており、JRの定期券購入に対し、年間1人当たり30,000円を交付しています。これは町内にあった白川高校が無くなり他市への通学にかかる負担を軽減する措置として、以

前は、美濃加茂市への通学バスの運行も行っていましたが町営バスの運行開始とともに現在の助成を行うに至ったものです。現在の町営バス、公共交通の高校生が利用するＪＲ接続便の内容ですが、朝は美濃加茂市方面の通学に合わせＪＲ白川口駅に7時、下油井駅に6時53分に到着する便をそれぞれ、町内各地から一便だけ出しております。帰りは白川口駅と下油井駅に16時台から19時台に各1便、計4便になりますがそれぞれの地区に運行し高校通学の負担軽減に努めています。課題として飛騨方面の通学の対応ができていないこと、また遠方の方向や早朝の部活動で朝6時台のＪＲを利用する生徒に対応ができないことが挙げられております。公共交通は持続可能な白川町にするために欠かすことができない重要なインフラであり、現在も運行の検証を行いながら利用しやすい環境の改善を図ってきております。課題については町営バス、委託先の運行体制を踏まえながら見直しを図る必要がありますので、すぐには対応は難しいと考えますが、改善に向け検討いたします。公共交通が間に合わず自家用車で送っている家庭について補助を出すべきではないかについては具体的な補助は特に考えておりません。

- 議 長 答弁は終わりました。再質問ありますか。
- 6 番 再質問させていただきます。今の課長の答弁であると公共交通の運行の見直しによって、そういう解決をできるだけ図っていきたい、というような内容かと思います。あの、公共交通が本当に先ほど言われたその飛騨方面だったり朝早く、その前だと6時13分に白川口駅を出るＪＲ等に、間に合うように運行できればいいと思うんですけども、やはりその運行バスを出すということになると毎年その高校生も、どの家庭がどの便に乗るは結構流動的で、非常に難しいんではないかなと思います。やはりその公共交通で、その皆さん送つていければいいんですけども、実際問題本当にそこはハードルが高くて、非常に難しいんじゃないかなと思います。そこで、その家庭に対しての何らかの補助というところなんすけれども、よく名前が出てしまって申し訳ないですけど、東白川村なんかは自家用車で送っていく方々にも月1万円の補助を出しています。また前回私が補助を求めた下宿や寮、これに関しても前質問したときはしてなかつたんですが、現在は月5,000円の補助をしているそうです。

やはり子供をこういったちょっと町外に通うためには、やっぱり白川町が広いので、非常に場所によっては、親さんの負担になっている現状があります。いろんなご家庭がありますので本当に大変な家庭もあるんではないかなと思っています。そういう中で、少しでもやはり子育てに手厚い白川町から通う子供たちには、というお話が前回の質問でもありましたので、やはりそこで親がその高校に入るとちょっと公共交通も間に合わないし、ちょっとというような状態を作るってい

うのは、やはり町として子育てに手厚い町を目指すのであれば、改善すべきところかなと思います。運行ではなくてですね、やはりそういった具体的な東白川のようなお金っていう形になると思うんですけども、そういったこともやはり検討をお願いしたいと思うんですけども、その部分いかがでしょう。

- 議長 答弁を求めます。企画課長。
- 企画課長 公共交通に関する部分についてはお答えができるかなと思いますが、高校生は毎年人数も変わり、流動的であるということで、対応は難しいとの事ですが、毎年ですね、保護者の方には公共交通の説明をさせて頂き、そういった必要な時に、そういったところの調整を各地区回りましてやっておりますので、毎年、高校生に合わせた通学の支援を考えているということで対応している。ただ残念ながら先ほど申し上げた通り現状としては飛騨方面であったり、早朝の通学には対応できない。これについては、ダイヤの見直しを含めまして今後の課題として受けとめておりますので、改善に向けて努力してまいりたいと思っております。子育て全般的な支援、高校に関する支援につきましては、もう少し議論をしてですね、詰める必要があるかと思います。現在行っております通学支援年間30,000円ですね、JR定期券購入について行っておりますが、これ以外の補助については今後、更に議論していく必要があるかなと思っています。以上です。
- 議長 再質問ありますか。なし。次の2問目をお願いします。
- 6番 今の問題点について、どんどん議論を重ねてですね、いろんな形で検討していただければと思いますので、隣に東白川というこういった事例を手厚くしているところがありますので、ぜひその議論の中では参考にしていただきたいなと思います。

次の質問に参ります。続いて空き家対策についてです。

先の9月定例会において、三戸議員から長期にわたり放置された空き家の取り壊しへの補助について質問がなされました。そして前向きな答弁があったと思います。空き家は活用されず放置されたままであれば、景観の悪化や、倒壊の危険もある負の遺産となってしまいますが、活用によっては地域や町にとって資産となる可能性があり、積極的な取り組みが必要だと考えます。さらなる空き家の活用を進めるための周知と、空き家を貸す側借りる側への補助制度について質問をします。

まず1つ目。9月議会において白川町では、空き家等対策計画を策定し、空き家対策協議会も設置されたとの答弁がありました。しかし、その計画自体はホームページを見ても見当たらず、一体どのような計画が策定なされているかが可視化できていないと思います。貸す側には、やはり町民また外の方々の協力が不可欠であり、認知度を上げていくためにも公表すべきだと思いますがいかがでしょ

うか。

○ 議 長 はい、質問が終わりました。答弁を求めます。サポートセンター長。

(サポートセンタ長 安江宏之君)

○ サポートセンター長 それでは佐伯議員のご質問にお答えします。1番目の白川町空き家等対策計画の公表につきまして、議員ご指摘の通り公表すべきと考えておりますので、町のホームページにて公表いたしました。白川町住生活基本計画の第5章が空き家等対策計画となっておりますので、ご覧いただきたいと思います。申し訳ございませんでした。

○ 議 長 答弁ありました。再質問ありますか。

○ 6 番 公表していただけるということで、あの白川町住生活基本計画の第5章120ページからだったと思うが、ホームページに掲載されているということなんですけれども、こちらも住生活総合計画、町のホームページで検索してもですね、昨日の時点でまだ出てなかったなと思うので、また確認をしてどなたでもやはり見えるように、空き家の持ち主、先ほど伊佐治議員から質問があったように町外の方が大変多いということで、やはりそういう方がすぐには、そういう部分を見れるといいかなと思いますのでよろしくお願いします。

続いて2つ目です。現在、移住交流サポートセンターにて、空き家バンクを運営されていると思いますが、空き家の確保については既に空き家になっている家の情報を地域住民の方々から得て、地権者へ交渉することが多いと思います。しかし既に空き家になってからの交渉はなかなか難しく、地権者の親戚や兄弟などの同意を得なくては進められないなど、なかなか話が進まないこともあるのではないかでしょうか。自分自身、地域の一人暮らしの方から、「自分が死んだ後、子供たちも帰ってこないと言っている、自分で判断できる間に、家のことを相談したい」とのお話をいただいたこともあります、空き家活用を進める上で、空き家になる前からの情報収集が必要であると考えますが、このような取り組みについてのお考えをお尋ねします。

○ 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。サポートセンター長。

○ サポートセンター長 空き家になる前からの情報収集について取り組む考えはないか、につきまして、空き家に関する周知を含めて、好意に取り組む必要があると考えています。理由としましては、親戚関係者との話し合いも含めて、所有者自身の判断による登録となるため、スムーズな空き家バンクへの登録に繋がることや、空き家となった場合にも新しいうちに活用が見込めるということも大きな理由となります。空き家になる手前からの情報収集につきましては、事前に所有者との相談ができる体制作りが重要になると考えております。一例ですが、現在は必要に応じて福祉関係部署との情報交換を行う中で、空き家になりそうな情報が得られた段階で、了

承を得て、登録をしていただくようお話するケースがありますが、もう一歩進めて、各地区の例えば民生委員さんをはじめ、より地域に近い組織の方と連携をさせていただき、サポートセンターの空き家相談を繋げていただけるような体制作りが行えないか模索しております。個人情報保護には十分配慮した上での対応をさせていただきますので、サポートセンターの空き家相談や繋げていただきますよう、ご協力をお願い申し上げます。

また、来年度行う空き家の実態調査の中で、自治会に依頼して行う1次調査、サポートセンターが行う2次調査の中にも、近隣住民の方へ聞き取りを行うこととしておりますが、実態調査を周知していく中で空き家になりそうな情報があれば、他の空き家相談に繋げていただけるよう広く関係者に周知していきたいと考えております。一方で、最近になり「自分の家はもうすぐ空き家になる予定であるので、空き家バンクに登録したい。」申し出でいただけるケースも増えてきております。今までのサポートセンターの取り組みが、少なからず周知されているという状況も伺えるところです。以上、答弁といたします。

- 議長 はい、答弁が終わりました。再質問。
- 6番 最近そういう方々のお話も出ているということと、また来年度に実態調査をやられるということで、その中でも地域の方々にも実際空き家を調べていただくので、それでなかなか広がるかなと思うのですが、現在、今空き家になってる、これから空き家になりそうなというか、町民に向けてお盆や年末にチラシによって、そういう情報をサポートセンターの方でやられているということを伺ったのですけれども、やはりこれも情報の見せる形として、そういう空き家、今サポートセンターのホームページを見ても、割とその借りる側への補助とか、そういうことへの告知っていうのはすぐ見えるんですけども、貸したい方、やはりその移住者向けではなくて、町民の貸したい方への告知というものというのもいつでも見れるインターネットというのを活用していくところが必要だと思います。先ほどの答弁ではちょっとその部分が見えなかつたので、やっぱりサポートセンターで、町民へ向けたこれから貸す側、今お盆や年末に配っているような内容のものでいいと思うんですけども、告知をしていくような予定はないか、ちょっと伺いたいです。
- 議長 答弁を求めます。サポートセンター長。
- サポートセンター長 今、お盆とか正月に向けては、チラシ等で周知をさせていただいておりますけれども、サポートセンターのホームページですが、平成27年ですね、センターが始まった当初のホームページとなっております。内容も古くなってしまって、記載できる範囲も狭いということ、リニューアルを検討させていただいております。そこにはですね、物件情報ですか、今までの5年間の問題といいますか、

蓄積された情報、そういうものを効果的にPR、周知できるような内容を現在考えておりますので、年明けから計画に入りたいと思っておりますので、また、完成した際には、ご覧いただけると思います。

- 議 長 再質問ありますか。ありません。
- 6 番 では次の質問に行きます。空き家の取得者への支援につきまして質問します。
すいません、この質問の中で、ちょっと県のですね、空き家総合整備事業の補助金について私1/2という勘違いをしていましたが、1/3ということで、すいません、この場になって申し訳ありませんが、訂正をさせていただきます。
では質問に行きます。現在は中古住宅の取得に対して30万円上限の1/2、150万以上の家屋の増築および片付けに対して50万円。また、水道加入加算に対して45万円、中学生までの子供1人に対して10万円と町の補助になってると思います。この財源については、県の空き家総合整備事業費補助金の交付があると思いますが、県の要綱については白川町のような区分区別がなくてですね、100万円を上限に空き家の取得、回収、残置物処理に対してかかった費用のうち、町が出た額の1/2分が交付されると思います。
県の要綱に従い、取得、増改築、残置物処理の3つの額の合算に応じ、補助をする方が買う側にも分かりやすく、現在の要綱より手厚くなると考えますが、こちらは見直す考えはないか伺います。
- 議 長 答弁を求めます。サポートセンター長。
- サポートセンター長 3番目のご質問ですが、空き家の補助制度につきましては、先の説明の通りでございますが、補助金の拡充に関しましては、今までの支援の効果や有効性の確認を行いながら、制度の検証を行う必要があると考えております。補助金が他町村より高くなくても、地域を気に入り白川町に住みたいと言つていただける方に訴求することも考慮に加え、両輪で検証をする必要があると考えておりますので、ここは慎重な対応と議論も必要な部分かと思われます。しかしながら、補助金体系につきましては、わかりやすくしていくことは、大切でありますし、財源につきましても、国県の補助金を有効に活用していくたいと考えております。空き家の活用を検討されている方や、移住を希望される方が有効に活用していただけるよう積極的な周知についても行ってまいりたいと思います。以上、答弁とします。
- 議 長 再質問ですか。
- 6 番 はい、答弁ありがとうございます。県がですねやっぱり取得、増改築残置三つが合算という形になっているので、やはり白川町がこの30万円で1/2って分けてまた、150万円以上使わないと50万円でないっていう補助体制というのはなかなかちょっと難しいんではないかなあと感じています。例えば500万円

の残置処理、何もしない家を、例えば名前出しますけど東白川で買った場合、残処理しなくてもいいので、150万円使う必要はない。そのかわり白川町は30万円しか出ないんですけど、東白川だと120万円出るということなので、やはりその部分について、またあの検討していただくということなんで、またどういった形がいいのか、ぜひいろいろと検討して皆さん、移住者が喜ぶ制度に変えていっていただきたいなと思います。

次の質問に行きます。また県の補助要綱についてですけれども、県の補助要綱ではですね、借りる側ではなく空き家になっている持ち主に対しても、同等の補助をしています。空き家になってすぐであれば、家財の撤去やリフォームによって、空き家の価値が上がり、売りやすく貸しやすい状況が作れると考えられ、持ち主に対しても情報として積極的に知らせるべきではないかと考えますが、ご答弁をお願いします。

- 議 長 はい、答弁求めます。サポートセンター長。
(サポートセンター長 安江宏之君)
- 議 長 県の補助事業要綱につきましては、佐伯議員がおっしゃられた通りでございますが、持ち主側への情報としても、積極的にお知らせするようホームページでPRしていきたいのでよろしくお願いします。
- 議 長 再質問、ありません。次へ。
- 6 番 では続いていきます。このコロナ禍によりサテライトオフィスやワーケーションなど企業も田舎の物件に注目している状況だと思います。空き家バンクも住むという視点だけではなく、企業誘致や店舗への利用向けなど情報発信が必要だと考えます。現在はそういった告知は空き家バンクのホームページ等見ても見当たらず商工会との連携も含めそういった情報も発信し、さらなる空き家の有効活用も促すべきだと考えますが、ご答弁をお願いします。
- 議 長 答弁を求めます。サポートセンター長。
(サポートセンター長 安江宏之君)
- サポートセンター長 さらなる空き家の有効活用と情報発信につきまして、空き家は、従来の用途以外へ転用することで、新たな価値が発掘され地域活性化に繋がる可能性を秘めていることから、商工会との連携も含め、物件の情報収集と情報発信が重要と考えています。現在のところ、ゲストハウスとみだや宿泊施設、民泊でのワーケーションを活用しながら、グリーンツーリズムなどのサービスを使ってもらい、関係人口の創出、企業とのマッチングポイントを増やすことでニーズをつかみ、こちらに繋げていく考えですが、サテライトオフィスの誘致やワーケーションでの活用が見込める物件につきましては、サポートセンターのホームページにて情報発信ができる体制を整えていきたいと考えています。それぞれの取り組みの詳細に

つきましては、今後詰めていく部分もありますが、空き家に関する町やサポートセンターの取り組み、空き家所有者の責務、役割について地域住民の皆様に対し十分な周知ができていないことは認識しております。今後は空き家に関する情報発信を様々な媒体を有効活用して進めたいと考えております。以上、佐伯議員の質問に対する答弁といたします。

- 議 長 再質問ありますか。次に3問目、お願ひします。
- 6 番 続いての質問をいたします。続いては買い物弱者に対する移動販売についてです。昨年の6月議会において、安江孝弘議員が移動販売について質問をされました。利用者のニーズや公共交通や家事援助が可能、地域小売業者への影響も考え行わない。今後については、公共交通の代行サービスにおいて支援を検討するとの答弁だと記憶しております。

確かに現状では公共交通や家事代行サービスで補えているのかもしれません、これらは個別対応であり、高齢化が進み買い物弱者が増えることが予想されること、コロナのような感染症への対策も考え、公共交通が思うように利用できない可能性を考えると移動販売への本格的な検討をするときにきていると考えます。

また、近年では、個人事業主として地域のスーパー等と連携し、移動販売が地域スーパーの売上向上に貢献しつつ、ドライバーがお年寄りの見守りも行う業務体系が生まれており、買い物弱者対策はもちろん、雇用の創出、民生委員の負担軽減や、そのものの担い手の可能性、移動販売を地域の公民館やふれあいセンター等で行うことにより、地域住民同士への交流や運動不足の解決による健康増進も見込めると考えます。刻一刻と変わりゆく状況において今一度、移動販売の計画について検討をする必要があるのではないかと考えますが、答弁をお願いします。

- 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。
- (企画課長 長尾弘巳君)
- 企画課長 はい、それでは答弁させていただきます。昨年6月の安江孝弘議員から、「買い物弱者支援策のその後について」のご質問があり、移動販売の現状やその顛末、公共交通のサービスとあわせて検討していく、と執行部から答弁をいたしました。

本町の移動販売の状況は、一部の地域において町外スーパーとの契約により個人事業主が保冷車を購入して、移動販売を実施されております。スーパーに聞き取りをしたところ、現在スーパーとの契約が4名ほどあるそうですが、新たに開業したいという方はない状況とのことです。移動販売の売り上げとしましては、多いときは1日で15万円。少ないと、3万円のときもあります。朝が早く夕方も遅くなるということから時間に見合う所得は難しい。そのため、地域に貢献する、そういうボランティアでないとモチベーションが続かないとの見解がござい

ました。スーパーとしても地域貢献の観点から事業を実施する価値があるとしており、引き続き募集していくとのことです。役場など行政との関わりについては、移動販売を開業するにあたり、初期投資の部分で助成があれば助かるとの意見もいただきました。

移動販売を行うことで、独居老人の見守りや身近な井戸端会議の場の提供など地域の安全安心、賑わいづくりなどの効果が期待できます。具体的な案は、お示しはできておりませんが、公共交通の買い物代行サービスと合わせ検討していくたいと思います。ただし、町で進めるにあたっては、十分なニーズがないことや町内小売業者への影響はないかなどを考慮して、移動販売が地域の課題解決になるとの共通の意識を図りながら導入を検討することが必要と考えます。以上です。

- 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。
- 6 番 公共交通、前回のときもその地域の小売業者というお話がありましたけれども、現在ある大きく事業でやっている移動販売の会社等ではですね、地域のスーパーのものをそのまま仕入れるというか、要は売り上げがその地域のスーパーに還元される形になっている小売業者と連携することも可能だと思いますけれども、やはり買い物弱者っていうのは、多分すごい勢いでこれから増えてくると考えられます。今はの公共交通に乗ることができる方々も、なかなかそれができなくなってくることも考えられますが、やはりその感染症の対策っていうのも必要となってくるときに、やはりなかなか移動しづらいようなことが出てくるんじゃないかなと思います。徳島県の美馬市とかではですね、あの行政補助を受けてそういった業者の個人事業主に対しての開業支援等の補助をしてですね、動きやすく、地域を回るような形にしているんですけども、それこそ先ほど伊佐治委員の質問にあったその中山間地直接支払、あれの事業内容を見ていると非常にこれとマッチする可能性があるんじゃないかなと思います。まだこれもすごく新しくできた制度ですので、なかなかすぐにとはいえないと思いますけれども、やはり今後中山間地、こういった地域に対しては、こういったその分野違いといつたらなんですけれども、今まで農業でしか使えなかったものが、こういった形で地域福祉のいろんなことに使えるようなことも増えてくるということなので、ぜひいろいろ含めて、広い視野で検討をまたしていただきたいと思いますが、その活用ちょっと前向きにそういうもの、その地域、今的小売業者の影響っていうような話も出たんですけどもやはり、その今の形っていうのは、そういった小売り業者と提携をするっていう形もできますので前向きにもう少しいろんなところを見つつ検討をお願いしたいと思いますが、それに答弁をお願いします。
- 議 長 答弁を求めます。はい、企画課長。
- (企画課長 長尾弘巳君)

○ 企画課長 一つの例として町内の小売店の方ですが、電話等でお客様からその注文を取り、その商品を配達するというサービスをやっておみえです。利用状況はと、お尋ねをしたところ10件ほどそういった利用をされているようです。まあ、高齢者の方の家庭ということで、そういった取り組みをされる業者もあり、そういった弱者の支援をしようという気持ちがあるということは伺っております。ただなかなか自分で保冷車を持って移動スーパーをやるというところまではふみきれない。やはり最初の初期当初を含めて、なんらかの支援があればなということはおっしゃって今後の議論になろうかと思いますが、先ほどの美馬市の例も含めてですが、行政と業者それから地域が一体となって取り組むっていうのが必要になろうかと思います。白川町では、今まで行政主体ですね、色々物事を進めて参りましたが、やはり地域の課題を地域の方が認識をするといったことが、大変重要な部分になりますので、先ほどの中山間の事業も含めて地域のそういった町づくり団体、そういったものの活用を考えて新年度では取り組みをしたいと考えておりますので、今の介護支援についても一つのケースになろうかと思いますが、そういう取り組みも考えていくべきだと思っております。

○ 議 長 ここで佐伯好典君の質問を終わります。若干1, 2分早いですけど、ここで休憩します。午後1時から再開します。 (午前11時58分)

○ 議 長 再開します。次に、5番、田口守也君。 (午後1時00分)
(5番 田口守也君)

○ 5 番 議長さんのお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。その前に、今年もコロナ禍で町民の皆さんにおかれましては、自粛、我慢の1年ではありました。来年は、コロナも収束し、行事等の再開ができますよう、また、地域に活気が戻って来れますよう願わざにはおれません。町民の皆さんのおしぶらくの三密対策等にご協力いただきますようお願いを申し上げます。

それでは、私からは白川町立小・中学校一貫教育の基本構想につきましてご質問をいたします。近年、急速な少子化が進み統合する学校が増えており白川町でも平成30年に学校再編検討委員会を設置され、その答申を令和元年9月に受け、そして、令和2年1月に学校再編に関する方針を発表されました。

同年旧白川小学校と旧白川北小学校の統合を実施され、令和4年には白川中学校と佐見中学校の統合が決定をしております。白川町の将来的な学校配置については、令和8年4月には3小学校、1中学校に、さらに時期を見ながら義務教育学校「美濃白川学園」という道筋をつけられましたが、現在の佐見小学校の生徒数は、6年生が6名、5年生が6名、4年生8名、3年生6名、2年生2名、1年生4名の32名であります。さらに、令和8年には、6年生が4名、5年生4名、4年生1名、3年生2名、2年生3名、1年生0名の計14名となります。

3 小学校 1 中学校の後には、義務教育学校「美濃白川学園」に、切り替えることになっており、その基本方針には、地域の人材・伝統文化・自然を生かした独自教科を設定し、地域と学校の協働関係の強化・育成をすることにより連続性のある学びを作り、未来に向かって力強く生きる人材を育てるとあります。小規模校には、多様性・社会性という面の弱点を補うため、国語、算数、英語などは、単式で個に応じた指導を行う。外部講師、地域人材を多く活用する。体育、音楽などは他校や、本校と交流し体力や技能の可能性を伸ばすとありますが、心配をするのはあまりにも減ってしまう子供の人数あります。こうした現象を踏まえ、どのようにお考えなのかをお伺いいたします。

○ 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。教育長。

(教育長 鈴村雅史君)

○ 教育長 議員のご質問は、佐見小学校の将来についてのご質問ですが、白川町立小中学校一貫教育の基本構想という視点からまずお答えをさせていただきます。

議員も述べられている通り、本町は白川小学校と白川北小学校の統合の実施、白川中学校と佐見中学校の統合の決定をしてきました。地域から学校がなくなることの淋しさと子供のために教育環境を整えたいという思いの難しい選択の中で、議会を初め町民の皆様のご理解によって前に進んでこられたことにまず感謝を申し上げます。

今後も児童生徒の減少は見られますが、広大な面積を有する本町においては、子供の成長発達と通学の距離、時間等を考慮し、小学校は白川、黒川、佐見に設置する。中学校は白川に設置する。すなわち「3 小学校 1 中学校」の配置とし、そのうち、「1 小 1 中」は、施設一体型の校舎を現白川中学校の敷地に建設することが望ましいという案を立てています。その完成の時期は、令和 8 年 3 月末を目指しております。そのためには、白川小学校、蘇原小学校の統合、さらに白川中学校と黒川中学校の統合が必要になってきます。このことにつきまして、教育委員会は保護者の皆様、地域の皆様のご理解に努めてまいります。さらにその後、時期を見て、義務教育学校に切り替えるという構想を持っていますが、子供の数や多くの実践事例などを注視していくため、その時期はまだ決めておりません。

さて議員のご質問の佐見小学校の将来についてでありますが、先ほど述べた通り、佐見小学校は存続の考えを持っております。存続に当たり、施設設備面と指導面から考えを述べます。

まず、施設設備について来年 4 月から佐見の中学生は、白川中学校に通うようになりますので、現在の佐見中学校を一部改修し、来年 2 学期から佐見小学校として使用するという考えです。

現佐見小学校は、昭和 51 年建設で、当時は全校児童 150 人ぐらい在籍した

という大きな校舎です。今年で築45年になり、これまでに給水管の敷設替え、耐震補強、屋上防水など大規模改修を行い、安全性に問題はないものの、外壁の破損、まとまった雨が降ると雨漏りをするなど不具合が生じており、これらの改修には多額の費用がかかります。

一方、佐見中学校は平成7年建設で、築26年です。校舎に痛みはありません。建設当時は全校生徒60人ぐらい在籍しましたが、今年は全校生徒が18名、昨年は16名という少人数です。3階には教室とワークスペースがあり、ワークスペースでは、集会とか合唱が多く行われています。1階にはランチルームがあり、その少人数ならではの一体感を味わえるような構造になっています。改修にはそれなりの費用がかかりますが、この学校を小学生に使ってもらうことで、常に兄弟姉妹のような関係を実感できるのではないかと考えます。

さらに1階には、放課後児童クラブの部屋を用意したり、3階の教室を一部間仕切りして、国語や算数は単式事業が行われるようにしたりすることによって、より教育効果も高まるものと期待をしています。

次に指導についてですが、議員が通告文に述べられたことを、これは義務教育学校だけではなくて既に現在も実践をしております。これからも充実していく予定です。佐見小学校は、令和2年から完全複式、つまり全校3学級の学校になりました。しかし、教職員と児童が一つになって、次のように大きな成果を出していますので紹介をします。全員が一輪車に乗り一輪車に乗ることを通して、バランス感覚、それから体幹、体の軸ですが体幹が鍛えられています。きめ細かな指導により、全国学力調査では、かなり高い結果が出ています。歌舞伎、獅子舞、和太鼓などの郷土芸能の社会体験。米、野菜作りと山、川遊びなどの自然体験。これら地域の方々、地域と共にふるさと教育を通して佐見の良さを実感しています。ＩＣＴ活用力というのは、今後ますます必要になってくる力ですが、佐見の子はタブレットパソコンが使えるようになってきています。しかも、タブレットありきではなくて、使うべき時に、使うべき方法で使っているということです。今後さらに身につけさせたいのは、言葉の力です。日本語で考え、日本語で表現することはもちろんですが、今後進むであろう国際化というものに対応し、少人数を生かして、外国語にも挑戦し、世界に羽ばたけるような人材を育てたいというのが私の考えであります。このような特色のある佐見小学校を町外はもちろん、海外の人にも知ってもらおうと考えています。

しかしながら、議員ご指摘の通り、現在佐見小学校の児童は32名ですが、このまま、転入転出行がなければ、令和8年には14名になる予定です。そこで、今年7月には現佐見保育園の保護者と私たち教育委員会事務局の者で懇談を行っています。その会場で出されました意見、それからあとから文章で送っていただき

た意見。こういうものを見ますと、統合考てほしいという意見と、少人数の教育をやつてほしいという両方の意見があります。統合するにも、遠距離である、存続するにも、少人数である。どちらにも課題があつて、非常に難しい問題であることがわかります。人数が減ればできないことも増え、厳しくなってくることは確かです。しかし、今は佐見の子供が減らないよう、少しでも増えるようUターン、Iターン、使わなくなる校舎をうまく活用したり、移住者に来てもらつたりしながら、「もう少し頑張りましょう」ということをお願いしたいです。しかし、人数の動向は気になります。今後も、保護者の方々とは、懇談を続け、人数の動向等を見ながら判断していくということをお答えさせていただきます。

- 議 長 はい、答弁ありました。再質問ありますか。
- 5 番 大変わかりやすく、ご説明をいただきまして誠にありがとうございました。
- 今、大変心配をされておられるのは、保育園児の保護者の方かと思いますが、今後ですね、多分、保護者の方たちは、運動会とか、そしてスポーツ、それから音楽等々大勢の中で交流を進めたい、そういうことが一番ネックになってるんではなかろうかと思いますが、そういう学校同士の交流といいますか、そういう面について一早く行動に、そして設定いただけるような考えはどうでしょうか。
- 議 長 はい、答弁求めます。教育長。
- (教育長 鈴村雅史君)
- 教育長 ありがとうございます。確かにスポーツ関係、音楽関係は人数が少ないと、盛り上がりに欠けることがあります。そのためには、交流を多く取り入れていくことが今としては一番できることだと思います。すでに、実施されたことですけども、コロナ禍で、オンライン形式でした。小規模校同士の佐見小学校から八百津の潮見小学校、美濃加茂市の三和小学校、この3校はどれも小規模校ですが、一輪車でのことを映像で交流するということやられまして、佐見小学校のその一輪車の演技、技術力の素晴らしさに他の学校から、どうしたらそんなことができるのっていうようなこういった質問を受けたりしたということもありました。もちろん町内の交流もありますけども、そういったこともやっております。対面の交流もできれば一番いいんですが、オンラインなんかも使いながらやって既にやった事例を紹介しましたけども、今後も続けていってもらうように学校の方に話をしています。
- 議 長 答弁終わりました。再々質問ありますか。
- 5 番 ありがとうございました。地域としてはですね、保護者の皆さんのお見を尊重するということにしております。今後におきましても、保護者の方への丁寧な説明や話し合いの場をお作りいただきますようお願い申し上げまして、私の質問を

終わります。ありがとうございました。

○ 議 長 5番、田口君の質問を終わります。 次、2番、杉山哉史君。

(2番 杉山哉史君)

○ 2 番 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず初めに今朝ほどもお話がありましたけども、安江孝弘議員が先月ご逝去されました。私は、同じ地域の住民として、あるいは議員と町職員として、また9月からは、同じ議員として大変親しくしていただいておりましたが、突然のこと で本当に残念に思っております。安江議員のご冥福を心よりお願いを申し上げ、今後、安江議員の遺志を継いで地域のために頑張っていくことをお誓いをするものでございます。

それでは、一般質問に入らせていただきますが、今回私は白川町の林業振興について質問をさせていただきます。本町の森林面積は約21,000haでそのうち12,000ha余りが人工林、さらにその70%以上が林齢50年以上で主伐期を迎える、豊富な森林資源を有しております。林業は町の基幹産業「東濃ひのき」は町の特産品と言われています。しかしながら、長年木材価格の低迷が続き、小規模森林所有者の森林経営や管理に対する意欲は低く、森林整備や木材生産が滞っているのが現状ではないでしょうか。そのような中、近年は、国産材の供給量や木材自給率が上昇傾向にあると言われています。また、昨年来のコロナ禍にあって、外材の輸入量が減少し、国産材の価格が上昇しており、本町においても市場での原木出荷量、価格とも上昇していると聞いています。

本町ではこれまで、間伐や作業道の整備、林業団体の高性能機械の購入、林業の担い手確保などに様々な支援をしてきましたが、豊富な森林資源に対して十分な森林管理と木材生産が行われているとは言えません。今一度、林業を今後の成長産業とみなし、その振興を図るための方策について伺います。

1点目ですが、林業従事者については「林業担い手育成協議会」や「緑の雇用」事業を活用して、森林組合や東濃ヒノキ白川市場において、若い職員の確保、育成が進められていますが、まだまだ十分な労働力が確保されているとは言えません。現在の町内の林業従事者の現状と、将来的な従事者数確保の目標はどの程度でしょうか。また、これまでの担い手育成の実績や効果と、今後の林業従事者確保の方策についてどのようにお考えでしょうか。

○ 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。林業専門監。

(林業専門監 梶浦善孝君)

○ 林業専門監 杉山議員の、「林業従事者の現状、将来的な確保の目標と方策、林業担い手育成の実績や効果」についてお答えします。

白川町の林業従事者は、平成27年度国勢調査の結果で34人となっています。

また、令和元年度に結成した白川町林業担い手育成協議会に加入している従事者数は28人です。国勢調査の数字を、森林面積に対する林業従事者数の割合で見ますと、白川町は岐阜県全体の平均値より高いものの、林業が盛んな隣接市町村に比べると低く、また本町の森林面積約21,000haを適正に管理し、豊富な森林資源を活用していくためには、議員ご指摘のとおり林業労働力は多いと言えず、労働力確保は急務であり、その対策を講じる必要があることは本町のみならず、林業界全体の課題であります。このような中、近年は、Uターン、Iターンで白川町に戻られた方、移住された方が、林業に従事するケースがあり、労働力が増えている一方、長年第一線で活躍してきたベテラン林業従事者の退職もあり、従事者数は横ばい傾向です。従事者数の確保も必要ですが、併せて技術者を育成していくことも必要であると考えています。

林業従事者確保の将来的な目標については、数字的な目標は立てていませんが、昨年度策定した白川町第6次総合計画の成果指標で、現在の間伐実施面積219ha、木材搬出量12,500m³を、8年後には間伐面積300ha、木材搬出量17,300m³へ約1、4倍増加する計画を立てています。これに向け、林業従事者の確保と林業の機械化による木材生産性の向上を推進してまいりたいと思います。

次に、令和元年度に結成した白川町林業担い手育成協議会の実績と効果及び今後の林業従事者確保の方策についてお答えします。

林業担い手育成協議会は、新しく林業後継者を受け入れ、育成と指導を行うと共に、指導者の養成も目的にしています。具体的な支援は、新規で林業を始める従事者が参入しやすいよう、身の回りの装備品であるチェンソー、ヘルメット、安全ズボン等購入に助成をしています。また、労働災害の多い林業において、参入して3年間は安全に技術を習得してもらうため、指導者のもとで森林整備、木材生産が実施できるよう、指導者の負担を軽減すべく指導者への謝金支援を行っています。また、その他の活動として会員の研修を行っています。

安全な伐採の方法、施業面積を確定する測量技術、木材を搬出するための作業道開設、活用できる補助金制度等、年6回程度の研修会を開催し、会員の技術と知識の向上を図っています。なお、研修を通じてこれまで個々に活動していた林業事業体、一人親方の横の繋がりができ、研修後協力し合って仕事をしていることを聞いており、この協議会がネットワーク作りになったことは大きな成果であると思います。

林業従事者の確保のためのもう一つの方策を紹介します。本町は令和2年3月に岐阜県森林文化アカデミーと連携協定を締結し、その連携内容に「林業・林産業の担い手に関するここと」を盛り込みました。町は、森林文化アカデミーを卒業

し、将来白川町に住み、白川町内で林業関連技術者として就職しようとする者に修学資金の貸し付けをし、3年以上継続して勤務した場合に修学資金の返還を免除し給付する「白川町林業関連技術者修学資金貸付制度」を作りました。この制度により本年度、クリエーター課を卒業した1名が白川町森林組合に就職しています。また制度の対象とはなりませんでしたが、森林文化アカデミーのエンジニア科を卒業した2名が東濃ヒノキ白川市場協同組合に就職するなど、合計3名が、森林文化アカデミーとの連携により、白川町で新たに林業関連技術者として活躍しています。

その他の従事者確保の方策として、白川町地域おこし協力隊の募集において、林業志望に限定した募集も行っており、現在、2名の隊員が林業を学んでおります。このうち1名は来年7月に卒隊し、町内林業事業者への就職を予定しております。この募集は来年度も継続して行う予定です。このように少しづつではありますが、若い林業技術者の確保と育成に取り組んでおります。以上答弁とさせていただきます。

- 議長 答弁が終わりました。再質問はありますか。
- 2番 若い林業従事者が徐々にでありますけども増えてきておる。特にアカデミーとの連携ですか、地域おこし協力隊の活用というところは、非常にそういった意識を持った若者を対象にしておりますので効果があると思います。今後も継続して続けていっていただきたいと思いますが、農業も含めてなんですが、林業農業の従事者というと、どうしても収入が安定しておるかということが、若い人にも疑問に思うところ、課題になるところではないかと思います。将来にわたって林業が魅力のある職業であるかどうか、あるいは安定した収入が得られるかどうかというところが林業を選択する上で一つ大きな課題ではないかと思いますけども、そのあたりは白川町として自信を持って魅力ある収入が得られるということを進められるのか、そういうことを全国の若者に向けてPRをしていく必要があると思いますが、その辺りについてどのようにお考えでしょうか。
- 議長 答弁を求めます。林業専門監。
(林業専門監 梶浦善孝君)
- 林業専門監 議員のおっしゃる通り、林業の魅力ある林業というのは当然自然の中で体を動かして仕事をするということもあります、生活をしていくためにはやはり収入が安定していないといけないということは重々承知しております。その中で現在のこの白川流域の林業の形態を見ますと、ブランド材東濃ヒノキが昔、値段が良かったものですから、なかなかこの地域は林業の機械化が進んでいないという現状がございます。ただ、林業で収入を得るためには、やはり1人当たりの木材の生産性を高める必要があり、そのためには、林業の機械化は避けて通れないと思

います。よって意欲と能力のある木材生産を推進していきたいという林業事業体には、積極的に林業機械の推進に対して町としては後押しをしていきたいと考えております。

- 議 長 再質問ありますか。はい。
- 2 番 林業設備などへの補助はもちろんですけども、繰り返しになりますけども、林業が安定した収入を得られる職業であるということの、今後、林業に従事していく若者へのPRが必要ではないかと思いますが、そのあたりはどうでしょうか。それから、最初の答弁の中で今現在の林業従事者34名程度、国勢調査で34名程度というふうに答弁がありましたけども、今現状の1.4倍の作業量、間伐、あるいは木材搬出1.4倍の目標を達成するのに、この34名をどの程度まで増やして、行く必要があるのか。多いに越したことはないと思いますけども、近い将来ですね、ある程度目標を持って、人材の確保育成を進めるべきだと思いますが、その辺りはいかがでしょうか。
- 議 長 答弁を求めます。
- (林業専門監 梶浦善孝君)
- 林業専門監 若者に魅力ある林業をPRしていく。必要性それはその通りだと思います。最近山の中で自然の中で働きたい。収入よりもそちらを選ぶ方も見えます。なので、林業に関して身体を動かして山の中で働く、そういう魅力をPRしていく必要はあると思います。また先ほどもお話しましたが、収入の面でもやっぱり安定した状態で仕事をしていただきたい、そういうこともあります。ただ林業の業界では先ほど議員もおっしゃられた通り、木材の価格の低迷により、魅力のないというか生活が苦しくなっているというような業界でもございます。その辺をカバーするためにも現在、国、県の制度、補助金制度を十分に活用しながら林業を進めていくということで収入を安定させていきたいと考えております。もう一点ですが、国勢調査で現在34人とお話をしました。8年後には木材の生産量を現在の1.4倍まで上げるという目標を立てております。単純に考えますと、この34人を1.4倍すると、47人になるわけですけども、現在の従事者数、横ばい傾向でして、これを下げることを防ぐことが、まずは重要なんですが、なかなかそのように1.4倍という高い目標で従事者数を上げていくことは非常に大変ではあると思います。そこで、目標としては1.4倍の47人を目標としていきたいと思いますが、不足するところは林業の高性能林業機械等を導入して労働力不足を補っていく、そういうような考え方で進めていく必要があると思っております。
- 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。
- 2 番 人材育成については、危機感は持つてみえると思いますので、今おっしゃったように、さらに、人材の確保育成に努めていただければと思います。

質問2点目に移らせていただきます。

町内の年間の間伐面積は約200ha。そのうち利用間伐は50ha、市場へ出荷される原木量は約12,500m³ですが、豊富な森林資源を有する本町では、必ずしも多いとは言えません。町では、森林作業の効率化、省力化を目的に、林業団体の高性能林業機械の導入を支援してきましたが、十分に活用されているとは言えないのではないか。林業団体や林業事業者相互の連携を強化し、一層効率的な施業を計画的に行っていく必要があると思います。町として効率的な林業のシステム構築についてどのように進めていくお考えでしょうか。お聞きしたいと思います。

○ 議長 はい、質問は終わりました。答弁を求めます。林業専門監。

(林業専門監 梶浦善孝君)

○ 林業専門監 本町における近年の高性能林業機械の導入実績としましては、平成30年度に白川町森林組合が、グラップル付きバックホーを2台。木材運搬車1台を。令和元年度にも、東濃ヒノキ白川市場協同組合がグラップル付きヒーバックを2台、自走式搬器1台を、町の支援のもと導入されました。機械の稼働状況は、森林組合に導入した機械は年間で平均220時間。木材市場に導入した機械は610時間の稼働時間です。高性能林業機械の種類にもよりますが、償却の目途となる年間600時間以上の稼働を基準とすると、木材市場の導入した機械は活用されていますが、森林組合が導入した機械は十分活用されているとは言えず、今後、積極的な活用を検討していかなければなりません。また、この機械は森林組合の直営版が使用する目的で、国庫補助金を活用して購入しているため、他社へ貸し出すことができません。よって森林組合が、木材生産ができるよう森林経営計画において、搬出間伐の計画をすること。また、高性能林業機械を扱えるオペレーターが少ないとことなどから、オペレーターを要請することを助言していきます。高性能林業機械を導入する目的は、木材生産性を向上し、生産経費を削減するだけでなく、林業災害の減少、労働強度の軽減にも繋がります。町内の労働力不足の保管や安全な作業環境の創出のためにも、木材生産意欲のある林業事業体の機械化、推進を後押しする必要があると考えます。なお、県の補助事業で、小規模林業事業体、木材生産支援事業という林業機械のレンタル補助があります。補助率はリース料の2分の1です。年間の木材生産取扱量が少ない小規模事業体は機械を保有するより、必要な時期にレンタルをした方が有利であるということからリース補助が作られました。町内の林業事業体がこの補助事業を活用し、林業機械を使用しておりますので紹介します。最後に、木材生産を伴う搬出間伐を進めるための町の施策として、国庫および県かさ上げ補助で構成される森林整備、直接支援事業に町がさらに上乗せ補助を全体の補助率が84%となる効率な補助

や、現地から木材市場まで運搬費の補助制度により林業事業体を支援しております。以上です。

○ 議 長 はい、答弁が終わりました。再質問はありますか。

○ 2 番 今の答弁の中で森林組合のグラップルですかね、機械の年間の稼働時間が 220 時間。最低でも 600 時間ぐらいが償却の目途というふうにお聞きをしましたが、非常に少ないと思われます。森林組合の機械については、貸出ができないということで、オペレーターの要請が必要ということでしたが、1 間目の人材育成の質問とも関連してくるかもしれませんけども、なかなか早急に人材を確保するオペレーターを育成するというのは難しいかと思いますけども、この機械を有効に動かすために、そのオペレーターを事業団体の職員として雇うんじゃなくて、オペレーターを短期的に派遣してもらうというような制度はないのか、そういうことが考えられないか。とにかくやっぱり機械を動かさないこには施業が進んでいかないような気がするんですけども、この機械を動かすために人を育成する、雇うと言ってもなかなかすぐにはできないと思いますけども、効果の上がる方法はないものでしょうか。それから、最初の質問の中で、間伐 200 h a のうち利用間伐本 550 h a というふうに質問して、多分そうだと思うんですけども補助率を町単独で上乗せしてあげておるというお話でしたが、それでも 50 h a という少ない利用間伐の割合になっておる原因というのはどこにあって、利用間伐の割合を上げていくための施策はどのようにお考えでしょうか。

○ 議 長 はい、答弁求めます。林業専門監。

(林業専門監 梶浦善孝君)

○ 林業専門監 まず 1 点目の、オペレーターの派遣の制度というものですけども、現在そのような制度については承知しておらず、現在そのような制度はないと把握しております。2 つ目の機械を動かすための人材育成の方法ですけども、これは 3 点目の間伐面積 200 h a のうち利用間伐が 50 h a しかない、その原因と絡みますが、森林組合さんの森林整備の形態を見ますと、保育間伐という木材を生産しない、いわゆる切り捨て間伐の面積が非常に多いと、木材生産を伴う間伐がまだまだ少ない。これについては、国の施策で平成 24 年度に切り捨て間伐から、国内の木材自給料を上げて、10 年で当時 18 % ぐらいから、50 % まで上げるという施策で森林経営計画の制度ができました。その中で、国も搬出間伐についての補助を上げてきたわけですけども、これにまだ乗り切れていないというようなところがあるのではないかと感じます。森林搬出間伐を高率補助で行うためには、先ほどお話しました森林経営計画の自立が必須でありまして、この計画を立てて実施しておる中ではありますが、白川町の地域的な理由である斜面山の傾斜がきついというところで作業道を開設するのがなかなか難しいというところから、な

なかなか木材生産の適地が少ない、そんなことも聞いております。とは言えども、豊富な森林資源を抱える本町ですので、木材生産量を増やすためには作業道を開設するための重機のオペレーター、またグラッブル、高性能林業機械を扱えるオペレーターと要請が必須でありますので、森林組合さんとその辺を話しながら、少しづつではありますが進めて行きたいと思います。

- 議 長 はい、答弁終わりました。再質問ありますか。
- 2 番 ありがとうございます。やっぱり行き着くところは、結局は人ということだと思いますけども、専門職の育成により一層努力をしていただきたいと思いますが、もう1点、最初の質問でもしましたけども、林業団体とか個人で林業を営んで見える方があると思いますけども、白川町の森林経営計画なかなか進んでないような気がしますが、森林組合1団体で行うのではなくて、他の団体ですとか、個人の林業事業者と連携をしながら森林計画に沿った作業というのを進めていく必要があると思いますけども、なかなか林業者同士の連携って難しいのかなと思います。そういうことをするための白川町のシステムを作るためのコーディネーターのような調整をしていく。そういう専門的な職員も必要ではないかと思います。これは誰でも新規で就農してできるというものではなくて、専門的な知識を持った人。例えば専門監ですと、県の職員で林業の専門家だと思いますけども、そういうような派遣職員であるとか、例えばその県の林業の専門職のOBであるとか、そういう人を確保するような方法で白川町全体の林業経営者間のコーディネートしていくことが必要ではないかと思いますけども、そのようなお考えはないでしょうか。
- 議 長 はい、答弁求めます。林業専門監。
(林業専門監 梶浦善孝君)
- 林業専門監 今議員がおっしゃったコーディネーター、昨年度検討したところです。まず高率な補助を受けるため森林経営計画を立てる非常に複雑な計画、複雑ではないんですけど、一人親方、また小規模な林業事業体が立てるには少しハードルの高い制度となっております。その辺をその人たちに負担を与えないようにその制度をうまく使えないか、そういうことで昨年考えまして、経営計画を立てて山林の集約ができる団体を作れないかというようなことで検討を重ねたところですが、やはりその辺の知識を持った適任者を探すところで、なかなか見つからないということで昨年度はそこで、止まってしまったところですけども、今年に入って先ほど白川町の木材市場さんが森林計画経営計画を立てて、補助金をもらって間伐をしていきたいというような話の相談を受けました。その中で、県、林業、普及指導員さんの協力を得ながら、町の職員で、と森林組合さんと地元の所有者さんと何度も勉強会と事業の進め、計画の作り方、また集約の仕方をしながら進めてき

て半年かかりましたが、一つやはりやつと一つ計画を立てたところです。そのように実績ができてきましたので、さらに新しい林業事業体さんがこのような計画を作りたいという申し出があれば、県も県の当局に応援を依頼しながら、町の職員と一緒にになって、個別に計画を立て多くの方がこの制度の恩恵を入れられるように進めていきたい、そういうような考えを持っております。

- 議 長 答弁終わりました。再質問。
- 2 番 取り組んでみえるということでなかなか適任者がいないということですが、引き続き適任者を確保して林業団体と一緒にになって町も一緒にになって利用団体を支援して、林業を進めていただけるようお願いをしたいと思います。

3点目の質問に移ります。白川町の森林所有者、小規模森林所有者が大変多いと思いますけども、戦後植林や育林を行ってきた世代から代がわりをして、自分で森林管理を行ったことのない所有者、森林の経営意欲や関心が全くない所有者が増え、境界が不明確な森林も増えてきています。これは「山の木を切っても儲からない。逆に赤字になる。」とのイメージが強いことも一つの理由だと思います。このような森林所有者に対し、町や森林組合から木を伐採すれば収入に繋がること、地域でまとまれば、森林組合へ森林の経営を委託できること、こういったことを積極的にPRし、働きかけていく必要があると思います。また、相続等の折に、森林を手放したい人も今後増加してくるものと思われます。このような森林管理に意欲や関心のない所有者に対してどのような対策をとっていくお考えでしょうか。

- 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。林業専門監。
(林業専門監 梶浦善孝君)
- 林業専門監 適切な森林管理、豊富な森林資源を有効的に活用するための支障となっているのが、森林所有者の山林境界が不明慮であることです。現在、町が行っている地籍調査、森林環境譲与税を活用した森林境界調査および森林組合が実施している森林境界明確化事業により、山林所有者の境界明確率は約34%となりましたが、全国の山林における地籍調査実施率が平均46%であることからも、本町の境界明確律は進んでいないため、引き続き、森林環境譲与税を活用した森林境界調査を積極的に進めます。境界の明確化作業は、森林所有者や地元精通者が現地立ち合いを行い、判明した境界には境界杭を打ち、図面を作成します。自己山林の範囲がわかるようになると、不在村地主を含め、山林所有者の森林整備意欲に繋がっています。昨年度の境界が明確になったことで、森林所有者が約12haの間伐を補助金活用され実施された実績もあります。また、間伐は補助金を活用しないと進まないのが現状です。より高率な補助制度を活用するために、地域でまとめた一定範囲の森林経営計画を樹立すれば、搬出間伐による木材収入を得ること

とができます。本町では、森林経営計画を樹立できる林業事業体は森林組合だけでしたが、白川市場が令和元年度に林産班を結成し、事業確保のために、本年度初めて森林経営計画を作成しました。木材生産意欲と実行能力のある事業体へは、県農林事務所林業普及指導員の協力を得ながら、町も積極的に計画作りを支援していきます。しかし、町内の林業従事者数は決して多くないため、従業者数の確保および育成を進めるとともに、林業機械化による木材生産性を向上し、労働力不足を補う施策を並行して行う必要があります。昨年度に発生した新型コロナウイルスが起因となったウッドショックでは、輸入材の不足と価格高騰により、国産丸太の価格が上昇したこと、森林所有者の木材生産意欲に繋がっています。町では白川町第6次総合計画に掲げた成果指標を達成できるよう、林務行政を進めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。以上です。

- 議 長 はい、答弁を終わりました。再質問ありますか。
- 2 番 境界の明確化が積極的に進めておられる、まだ十分ではないかということですけども、境界の明確化を行う基準といいますか優先順位といいますか、そういうものはあるでしょうか。なかなか一般の森林所有者のところへ働きかけがないような気がしておるのでそれでも、どのような基準で進めておられるのかお聞きしたいと思いますし、もう一つ先ほどの森林所有者が全く町からも例えば森林組合からも何の働きかけもないものですから、関心がないこともあるかなと思いますけども、もっと森林の価値がありますと、境界をはっきりして、間伐をやればある程度補助金が入ります。伐採をすれば所得になりますというようなPRをしていく必要もあるんではないかと思いますけども、その辺りの働きかけということについてはどのようにお考えでしょうか。
- 議 長 はい、答弁求めます。林業専門監。
(林業専門監 梶浦善孝君)
- 林業専門監 山林の境界明確化山林協会調査の選定の基準ですが、森林組合さんが実施している森林境界明確化はここ2年はコロナの関係で開いていないと思いますが、地域座談会を開催してその中で地域の声を聞きながら、経営計画が立てれるところを選定して進めていると、そういうふうに思っております。町の実施します森林境界調査、これについては優先順位というか、基準はまず地籍の計画がないところ森林組合さんの森林境界明確化の計画のないところ。過去10年間、間伐がされておらず、森林の手入れがされていないところ、あと山地災害危険地区に指定された山林の崩壊の危険がある所、あと地元のまとまって協力が得られるところ、そういうところを基準に選定しております。現在は白川町においては、赤河切井地区については、地籍調査が進んでおります。今、佐見地区において山林の協会の明確化率が非常に低いところから森林環境譲与税を使った森林境界調査は現在

佐見地区を中心に行っているところです。森林を間伐すれば木材で収入が得られるというようなPRについては、現在大きくはされていないとは思いますが、白川町の森作りについてということで、町では毎年5月に広報白川において、森林整備の取り組みということで町の実施している事業の紹介をさせていただいております。その中で、森林所有者さんがわりかし、取り組みやすい事業として自伐型森林整備事業というものがございまして、これについては森林經營計画を立てなくても、小さなまとまりでも事業が実施できるものです。ただし、計画森林ではないので、補助率は若干下がりますがこのような事業も紹介しておるところです。

- 議 長 答弁は終わりました。再質問ありますか。
- 2 番 小規模の森林所有者、お年よりが亡くなられて若い人に代が変わるとときに相続をするわけですけども、おそらく今、地元に居ないような若い人は相続の中で山は要らないとか、手放したいとかっていう人はかなり多いのではないかと思います。今日午前中の質問でも、伊佐治議員や佐伯議員の質問の中にもありましたけれども、こういったもう相続したくない土地を手放したいというような人について、特に森林はあの境界もはっきりしてないので、町としてなかなか受け入れ難しいかもしれません、それでも闇雲に全く関心のない人に相続して残っているよりは、町なりあるいは森林組合とかそういった事業団体なりが無償での寄付を受けてその後の森林の管理をしていくことも考える必要があるのではないかと思いますけども、境界が明確化とか水源であるとか、そういった条件なしにやはり相続が発生したときに、相続人の意向を聞いて森林を手放したいという人については、そういった森林の管理を考えいかなければいけないんではないかなと思いますが、そのあたりについては、町としてはどのようにお考えでしょうか。
- 議 長 答弁を求めます。林業専門監。
- (林業専門監 梶浦善孝君)
- 林業専門監 先ほど総務課長の方から山林の寄付についてご説明した通り、町にとって負担になるようだった。資産の計上はちょっとしていないというようなこともあります。寄付は受けておりますので境界がわかつており、また、抵当権等かかっていない森林については、町の方で受け入れてそれを適正に管理していくということは現在も行っているところです。境界がはっきりしていない場所についてどうするんだというところですけども、それについては、今のところ、現在この場でご回答をするのがちょっと難しいものですから検討させていただきたいと思います。
- 議 長 答弁終わりました。再質問。
- 2 番 境界がはっきりしてなくても帳簿上あるいは登記簿上でもいいので寄付を受けることが難しければ、将来にわたって全面的に管理を委託すると、お任せすると

いうような契約を町が難しければ、森林組合なんかでも契約して森林の管理者が誰であるかっていうのを常に明確にしていくことを、今後続けていくことが必要ではないかと思いますので、そういういたたなををしていただければと思います。町長の所信表明に儲かる林業ということをおっしゃっていましたので、ぜひとも森林所有者が森林に所有している森林に魅力を感じれるような林業を進めていただくことをお願いして質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○ 議 長 町長。

(町長 細江茂樹君)

○ 町 長 先ほど専門監の方からですね、寄付を受けてもいいという事ですが、各土地によって違いますので、やっぱり受ける件はこちちらでちょっと判断させていただきたいと思います。極端な話をしますと、普通ですと必要であれば隣の人がもらったり買ったりする。隣の人がいらんというところを果たして町が受け入れるかどうかというと、やっぱり現場を見てみないと、非常に怖いですし、そして現地の人が売ろうとしても、登記代の方が高くつくという話になってきます。本当に所有権移転と登記代だけ、それと印紙代いろんなことがありますけど、やっぱりそういうことも考慮しながらちょっと考えていただきたいと思います。やっぱり今のもうらうもらわんという話はですね、まだちょっとこちちらでも検討させていただきますが、やはり今の時点では、ちょっと本当に検討の域に入っていますのでしっかり解れば、それから話をさせて頂きますのでお願いします。そして、儲かる林業についてやはり一番必要なのは、今何が必要なのか先ほど作業道の話もありましたね。作業道を作るには一つとして、基幹農道を作る必要があると思うんですね。やはりそういうものもしっかりと見据えた中で、目先だけではなく20年30年を見越してですね、基幹農道をつくっていく、それに当てはまる作業道を作っていくというのが必要になってきますので、やっぱりその辺もしっかりと計画を立ててやりたいと思いますし、そうすれば、機械化も進んで行きますので、そういうことをしっかりと考えてやりたいと思います。

○ 議 長 はい、以上で2番杉山哉史くんの質問を終わります。

○ 議 長 以上で一般質問を終わります。

ここで10分間、2時15分まで休憩します。 (午後2時05分)

○ 議 長 再開します。 (午後2時15分)

◇日程第5 承第8号 専決処分した事件の承認について

専第10号 令和3年度一般会計補正予算（第6号）

○ 議 長 日程第5 承第8号 専決処分した事件の承認について、専第10号「令和3年度一般会計補正予算（第6号）」を議題とします。報告を求めます。総務課長。

(総務課長 安江章君 登壇)

○ 総務課長 承第8号 専決処分した事件の承認について、専第10号「令和3年度一般会計補正予算（第6号）」により、報告をし説明する。

○ 議長 報告が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)

○ 議長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)

○ 議長 討論を終わります。採決します。
承第8号を報告の通り承認することのすることにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

○ 議長 ご異議なしと認めます。よって、承第8号専決処分した事件の承認について専第10号令和3年度白川町一般会計補正予算（第6号）は報告の通り承認をされました。

◇日程第6 議第47号 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う白川町固定資産税の特例に関する条例の制定について

○ 議長 日程第6 議第47号「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う白川町固定資産税の特例に関する条例の制定について」を議題とします。
説明を求めます。町民課長。

(町民課長 藤井勝則君 登壇)

○ 町民課長 議第47号「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う白川町固定資産税の特例に関する条例の制定について」について、議案及び提案説明を朗読し、説明をした。

○ 議長 説明が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)

○ 議長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)

○ 議長 討論を終わります。採決します。
議第47号を原案の通り可決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

○ 議長 ご異議なしと認めます。よって、議第47号過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行について伴う白川町固定資産税の特例に関する条例の制定については原案の通り可決しました。

◇日程第7、議第48号白川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○ 議長 日程第7 議第48号「白川町国民健康保険条例の一部を改正する条例につい

て」を議題とします。説明を求めます。保健福祉課長。

(保健福祉課長 三宅正仁君 登壇)

○ 保健福祉課長 議第48号「白川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」について、議案及び提案説明を朗読し、説明をした。

○ 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)

○ 議 長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)

○ 議 長 討論を終わります。採決します。
議第48号を原案の通り決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

○ 議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議第48号、白川町国民健康保険条例の一部を改正する条例については原案の通り可決しました。

◇日程第8 議第49号 白川町小学校および中学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

○ 議 長 日程第8 議第49号「白川町小学校および中学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。説明を求めます。教育課長。
(教育長 鈴村雅史君 登壇)

○ 教育長 議第49号「白川町小学校および中学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」について、議案及び提案説明を朗読し、説明した。

○ 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)

○ 議 長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)

○ 議 長 討論を終わります。採決します。
議題49号を原案の通り決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
ご異議なしと認めます。

よって、議第19号「白川町小学校および中学校の設置等に関する条例の一部改正する条例について」は、原案の通り可決しました。

◇日程第9 議第50号 町有財産の無償譲渡について

○ 議 長 日程第9 議第50号「町有財産の無償譲渡について」を議題とします。
説明を求めます。農林課長。
(農林課長 藤井寿弘君 登壇)

- 農林課長 議第50号「町有財産の無償譲渡について」について、議案及び提案説明を朗読し、説明した。
- 議長 説明が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)
- 議長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)
- 議長 討論を終わります。採決します。
議第50号を原案の通り決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議長 ご異議なしと認めます。
よって、議第50号「町有財産の無償譲渡について」は、原案の通り可決をしました。
- ◇日程第10 議第51号 白川町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 議長 日程第10 議第51号「白川町過疎地域持続的発展計画の策定について」を議題とします。説明を求めます。企画課長。
(企画課長 長尾弘巳君 登壇)
- 企画課長 議第51号「白川町過疎地域持続的発展計画の策定について」について、議案及び提案説明を朗読し、説明した。
- 議長 説明が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)
- 議長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)
- 議長 討論を終わります。採決します。
議第51号を原案の通り決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と声あり)
- 議長 ご異議なしと認めます。
よって議第51号「白川町過疎地域持続的発展計画の策定について」は、原案の通り可決しました。
- ◇日程第11 議第52号 財産の取得について
- 議長 日程第11 議第52号「財産の取得について」を議題とします。
説明を求めます。農林課長。
(農林課長 藤井寿弘君 登壇)
- 農林課長 議第52号「財産の取得について」について、議案及び提案説明を朗読し、説明した。
- 議長 説明が終わりました。質疑を許します。

- (「なし」の声あり)
- 議長 質疑を終わります。討論を行います。
- (「賛成」の声あり)
- 議長 討論を終わります。採決します。
- 議第52号を、原案の通り決することにご異議ありませんか。
- (「異議なし」の声あり)
- 議長 ご異議なしと認めます。よって議第52号「財産の取得について」は、原案の通り可決をしました。
- ◇日程第12 議第53号 令和3年度白川町一般会計補正予算（第7号）、議第54号 令和3年度白川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）以上2件を一括議題とします。
- 議長 お諮りします。
- 本件については、議案の補足説明を省略し、ただちに予算決算審査常任委員会に付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。
- (「異議なし」の声あり)
- 議長 ご異議なしと認めます。
- よって、予算決算審査常任委員会に付託することに決しました。
- 議長 お諮りします。
- 白川町議会会議規則第46条第1項の規定により、委員会審査を12月17日までに終わるよう期限を付したいと思います。これにご異議ありませんか。
- (「異議なし」の声あり)
- 議長 はい、ご異議なしと認めます。
- よって、審査期限は12月17日とすることに決しました。
- 議長 お諮りします。
- 本日の会議は、この程度にとどめ延会したいと思います。
- これにご異議ありませんか。
- (「異議あり」の声あり)
- 議長 ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。
- 明日、17日、本議場において会議を開き委員長の報告を求めます。なお、明日17日は午後1時から役場分館3階大会議室において、予算決算審査常任委員会を開催しますので、各位のご参集をお願いします。
- それでは、本日はこれをもって延会します。どうもご苦労さまでした。

(午後2時37分 延会)

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長

議員

議員